

平成 30 年度

別府大学 短期大学部
自己点検・評価報告書

平成 30 年 6 月

目次

| | |
|---|-----------|
| 自己点検・評価報告書 | 1 |
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 | 2 |
| 2. 自己点検・評価の組織と活動 | 13 |
| 【基準 □ 建学の精神と教育の効果】 | 15 |
| [テーマ 基準 □-A 建学の精神] | 15 |
| [テーマ 基準 □-B 教育の効果] | 17 |
| [テーマ 基準 □-C 内部質保証] | 19 |
| 【基準 □ 教育課程と学生支援】 | 22 |
| [テーマ 基準 □-A 教育課程] | 22 |
| [テーマ 基準 □-B 学生支援] | 31 |
| 【基準 □ 教育資源と財的資源】 | 43 |
| [テーマ 基準 □-A 人的資源] | 43 |
| [テーマ 基準 □-B 物的資源] | 49 |
| [テーマ 基準 □-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] | 54 |
| [テーマ 基準 □-D 財的資源] | 55 |
| 【基準 □ リーダーシップとガバナンス】 | 60 |
| [テーマ 基準 □-A 理事長のリーダーシップ] | 60 |
| [テーマ 基準 □-B 学長のリーダーシップ] | 64 |
| [テーマ 基準 □-C ガバナンス] | 67 |

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、別府大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 30 年 6 月 30 日

理事長

二宮 滋夫

学長

仲嶺 まり子

ALO

中山 正剛

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

| | |
|--------------|---|
| 明治 41 年 4 月 | 豊州女学校開設 |
| 昭和 17 年 4 月 | 財団法人豊州高等女学校創立認可 |
| 昭和 21 年 5 月 | 別府女学院開校 |
| 昭和 22 年 3 月 | 別府女子専門学校設置認可 |
| 昭和 23 年 5 月 | 豊州高等女学校を大分女子高等学校に編成替え認可 |
| 昭和 25 年 3 月 | 別府女子大学文学部（英文専攻、国文専攻）設置認可 |
| 昭和 25 年 4 月 | 大分女子高等学校を自由ヶ丘高等学校に名称変更（男女共学） |
| 昭和 26 年 2 月 | 財団法人豊州高等女学校を学校法人佐藤学園へ組織変更認可 |
| 昭和 26 年 3 月 | 別府女子専門学校廃止認可 |
| 昭和 29 年 2 月 | 別府女子大学を別府大学と名称変更 |
| 昭和 29 年 2 月 | 別府大学短期大学部（商科・生活科）設置認可 |
| 昭和 29 年 4 月 | 別府大学附属上代文化博物館を開設 |
| 昭和 33 年 4 月 | 自由ヶ丘高等学校を別府大学附属高等学校に名称変更 |
| 昭和 35 年 3 月 | 別府大学附属中学校設置認可 |
| 昭和 36 年 7 月 | 別府大学附属幼稚園設置認可 |
| 昭和 37 年 4 月 | 別府大学短期大学部に初等教育科を増設 |
| 昭和 38 年 4 月 | 別府大学文学部に史学科を増設、別府大学文学部英文専攻を英文学科に、国文専攻を国文学科に名称変更 |
| 昭和 39 年 2 月 | 別府大学附属高等学校通信制課程普通科設置認可 |
| 昭和 39 年 4 月 | 別府大学短期大学部に英文科を増設 |
| 昭和 41 年 4 月 | 別府大学附属高等学校に衛生看護科を増設 |
| 昭和 43 年 4 月 | 別府大学短期大学部英文科を英語科に名称変更 |
| 昭和 45 年 4 月 | 別府青葉高等看護学院設置認可 |
| 昭和 47 年 11 月 | 別府青葉高等看護学院を別府大学附属高等看護学院に名称変更 |
| 昭和 48 年 1 月 | 別府大学文学部に美学美術史学科を増設、別府大学附属中学校を廃止認可 |
| 昭和 50 年 12 月 | 別府大学短期大学部商科を商経科に名称変更 |
| 昭和 51 年 12 月 | 別府大学附属看護専門学校看護専門課程設置認可、別府大学附属高等看護学院廃止認可 |
| 昭和 63 年 11 月 | 別府大学に別科日本語課程を設置 |
| 昭和 63 年 12 月 | 別府大学短期大学部に専攻科福祉専攻を設置 |
| 平成元年 12 月 | 別府大学短期大学部生活科に食物栄養専攻と生活文化専攻の専攻課程を設置 |
| 平成 4 年 10 月 | 別府大学短期大学部商経科と英語科を大分校舎(大分市大字野田字中ノ原浦 380 番)に移転 |

| | |
|--------------|---|
| 平成 4 年 12 月 | 別府大学短期大学部専攻科福祉専攻が学位授与機構に認定 |
| 平成 6 年 4 月 | 別府大学短期大学部生活科生活文化専攻を生活文化科に改組 |
| 平成 7 年 1 月 | 別府大学短期大学部生活科食物栄養専攻を食物栄養科に名称変更 |
| 平成 7 年 12 月 | 別府大学短期大学部に専攻科商経専攻を設置 |
| 平成 7 年 12 月 | 別府大学短期大学部に専攻科初等教育専攻を設置 |
| 平成 8 年 1 月 | 別府大学短期大学部専攻科商経専攻が学位授与機構に認定 |
| 平成 8 年 12 月 | 別府大学大学院文学研究科歴史学専攻修士課程設置認可 |
| 平成 8 年 12 月 | 別府大学文学部文化財学科設置認可 |
| 平成 9 年 4 月 | 別府大学短期大学部生活文化科を大分校舎(大分市大字野田字中ノ原浦 380 番地)に移転 |
| 平成 9 年 5 月 | 学校法人名を「学校法人佐藤学園」から「学校法人別府大学」に名称変更 |
| 平成 9 年 12 月 | 別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻修士課程設置認可 |
| 平成 10 年 2 月 | 別府大学短期大学部専攻科初等教育専攻が学位授与機構に認定 |
| 平成 10 年 8 月 | 学校法人別府大学と学校法人明星学園(明星高等学校・明星中学校・明星小学校・明星幼稚園)の合併認可(同年 10 月、学校法人別府大学と学校法人明星学園との法人合併登記) |
| 平成 10 年 12 月 | 別府大学大学院文学研究科文化財学専攻修士課程設置認可 |
| 平成 10 年 12 月 | 別府大学大学院文学研究科歴史学専攻博士課程(後期)設置認可 |
| 平成 11 年 1 月 | 別府大学大学院文学研究科日本語・日本文学専攻博士課程(後期)設置認可 |
| 平成 11 年 3 月 | 明豊中学校設置認可 |
| 平成 11 年 3 月 | 明豊高等学校設置認可 |
| 平成 11 年 10 月 | 別府大学文学部美学美術史学科を芸術文化学科に名称変更 |
| 平成 11 年 10 月 | 別府大学短期大学部英語科を英語コミュニケーション科に名称変更 |
| 平成 11 年 12 月 | 別府大学文学部人間関係学科設置認可 |
| 平成 12 年 12 月 | 別府大学大学院文学研究科文化財学専攻博士課程(後期)設置認可 |
| 平成 12 年 12 月 | 別府大学短期大学部経営情報文化科設置認可 |
| 平成 13 年 3 月 | 別府大学附属高等学校、明星中学校及び明星高等学校廃止認可 |
| 平成 13 年 12 月 | 別府大学食物栄養学部食物栄養学科設置認可 |
| 平成 13 年 12 月 | 明豊高等学校看護科が看護婦学校として指定される |
| 平成 13 年 12 月 | 明豊高等学校専攻科看護専攻科設置認可 |
| 平成 14 年 1 月 | 別府大学食物栄養学部食物栄養学科が管理栄養士養成施設として指定される |
| 平成 14 年 1 月 | 別府大学食物栄養学部食物栄養学科が栄養士養成施設として指定される |
| 平成 14 年 2 月 | 明豊高等学校衛生看護科を看護科に名称変更 |

| | |
|--------------|--|
| 平成 14 年 7 月 | 別府大学短期大学部商経科廃止認可 |
| 平成 14 年 12 月 | 別府大学短期大学部生活文化科廃止認可 |
| 平成 15 年 5 月 | 別府大学大学院文学研究科臨床心理学専攻修士課程設置届出受理 |
| 平成 15 年 6 月 | 別府大学短期大学部地域総合科学科設置届出受理 |
| 平成 15 年 11 月 | 別府大学短期大学部保育科設置認可 |
| 平成 16 年 3 月 | 別府大学短期大学部保育科が保育士養成施設として指定される |
| 平成 16 年 3 月 | 児童福祉施設「境川保育園」設置認可 |
| 平成 16 年 4 月 | 別府大学附属看護専門学校に二年課程(通信制)を設置 |
| 平成 17 年 4 月 | ゆふの丘プラザ指定管理者指定 (由布市) |
| 平成 17 年 7 月 | 別府大学大学院食物栄養科学研究科食物栄養学専攻設置認可 |
| 平成 17 年 7 月 | 別府大学食物栄養学部食物バイオ学科設置認可 |
| 平成 18 年 3 月 | 別府大学短期大学部経営情報文化科廃止 |
| 平成 18 年 3 月 | 別府大学短期大学部英語コミュニケーション科廃止 |
| 平成 18 年 4 月 | 別府大学食物栄養学部を食物栄養科学部に名称変更 |
| 平成 18 年 4 月 | 国際交流会館指定管理者指定 (別府市) |
| 平成 19 年 3 月 | 児童福祉施設「春木保育園」設置認可 |
| 平成 19 年 11 月 | 大分香りの博物館開館 |
| 平成 21 年 4 月 | ゆふの丘プラザ指定管理者指定 (由布市) |
| 平成 21 年 4 月 | 別府大学国際経営学部設置、別府大学文学部国文学科、英文学科、芸術文化学科を国際言語・文化学科に改組、史学科、文化財学科を史学・文化財学科に改組、別府大学食物栄養科学部食物バイオ学科を発酵食品学科に名称変更 |
| 平成 22 年 6 月 | 国際交流会館及びゆふの丘プラザの収益事業認可 |
| 平成 25 年 3 月 | 別府大学文学部文化財学科廃止 |
| 平成 25 年 4 月 | ゆふの丘プラザ指定管理者指定 (由布市) |
| 平成 26 年 3 月 | 別府大学文学部国文学科、史学科、芸術文化学科廃止 |
| 平成 26 年 3 月 | 大分香りの博物館が、博物館法第 29 条の「博物館に相当する施設」に指定される |
| 平成 26 年 6 月 | 別府大学地域連携推進センターを設置 |
| 平成 27 年 3 月 | 別府大学文学部英文学科廃止 |
| 平成 27 年 3 月 | 別府大学短期大学部地域総合科学科廃止 |
| 平成 27 年 3 月 | 別府大学附属看護専門学校二年課程(通信制)廃止 |
| 平成 29 年 3 月 | ゆふの丘プラザ`収益事業廃止 |
| 平成 30 年 3 月 | 別府大学短期大学部保育科廃止 |

<短期大学部の沿革>

| | |
|--------------|-------------------------------------|
| 明治 41 年 4 月 | 豊州女学校を開設 |
| 昭和 28 年 4 月 | 自由ヶ丘保育専門学院を設置 |
| 昭和 28 年 4 月 | 理事長・院長 佐藤義詮 |
| 昭和 29 年 2 月 | 別府大学短期大学部（商科・生活科）を設置 |
| 昭和 29 年 2 月 | 初代学長 佐藤義詮 |
| 昭和 29 年 4 月 | 生活科が栄養士養成施設に指定される |
| 昭和 32 年 3 月 | 自由ヶ丘保育専門学院を自由ヶ丘幼稚園教員養成所と目的および校名を改める |
| 昭和 37 年 4 月 | 初等教育科を増設 |
| 昭和 38 年 3 月 | 自由ヶ丘幼稚園教員養成所を廃止 |
| 昭和 39 年 4 月 | 英文科を増設 |
| 昭和 39 年 12 月 | 初等教育科が保母養成施設として指定される |
| 昭和 43 年 4 月 | 英文科を英語科と名称変更 |
| 昭和 51 年 4 月 | 商科を商経科と名称変更 |
| 昭和 54 年 5 月 | 体育館完成 |
| 昭和 56 年 4 月 | 別府大学短期大学部幼児児童教育研究センター設置 |
| 昭和 56 年 7 月 | サークルハウス完成 |
| 昭和 59 年 10 月 | 第二代学長に西村駿一就任 |
| 昭和 61 年 11 月 | 学園創立 80 年記念式典を挙行 |
| 昭和 61 年 11 月 | 大学本館（図書館・研究室・管理部門）完成 |
| 昭和 61 年 12 月 | 第二代理事長に西村駿一就任 学長兼務 |
| 昭和 62 年 3 月 | 別府大学駅開業 |
| 昭和 62 年 12 月 | 米国カリフォルニア州サンノゼ市に国際教育研究センター設置 |
| 昭和 63 年 11 月 | 武道館完成 |
| 昭和 63 年 12 月 | 研究棟完成 |
| 昭和 63 年 12 月 | 専攻科福祉専攻を設置 |
| 昭和 63 年 12 月 | 専攻科福祉専攻等完成 |
| 平成元年 12 月 | 生活科に食物栄養専攻と生活文化専攻の専攻課程を設置 |
| 平成 2 年 9 月 | 体育館完成 |
| 平成 4 年 10 月 | 別府大学短期大学部大分校舎開学 |
| 平成 4 年 12 月 | 短期大学部専攻科福祉専攻が学位授与機構に認定 |
| 平成 5 年 1 月 | 放送大学と単位互換協定締結 |
| 平成 5 年 4 月 | 第三代学長に野中卓就任 |
| 平成 6 年 4 月 | 生活科生活文化専攻を生活文化科に改組 |
| 平成 6 年 10 月 | 湯布院教職員研修所開設 |
| 平成 7 年 1 月 | 生活科食物栄養専攻を食物栄養科に改称 |
| 平成 7 年 4 月 | 別府市国際交流会館完成 |

| | |
|--------------|------------------------------|
| 平成 7 年 4 月 | 宇佐教育研究センター完成 |
| 平成 7 年 6 月 | 大分校舎セミナーハウス完成 |
| 平成 7 年 10 月 | 別府大学文化ホール完成 |
| 平成 7 年 12 月 | 専攻科商経専攻および初等教育専攻を設置 |
| 平成 8 年 1 月 | 短期大学部専攻科商経専攻が学位授与機構に認定 |
| 平成 9 年 2 月 | 30 号館竣工 |
| 平成 9 年 4 月 | 第四代学長に西村駿一就任 |
| 平成 9 年 5 月 | 学校法人名変更 学校法人佐藤学園を学校法人別府大学に変更 |
| 平成 10 年 2 月 | 短期大学部専攻科初等教育専攻が学位授与機構に認定 |
| 平成 10 年 4 月 | 別府大学日田歴史文化研究センター完成 |
| 平成 10 年 5 月 | 別府大学創立 90 周年記念式典を挙行 |
| 平成 10 年 10 月 | 学校法人別府大学と学校法人明星学園との合併 |
| 平成 11 年 3 月 | 別府大学歴史文化総合研究センター完成 |
| 平成 11 年 10 月 | 英語科を英語コミュニケーション科に名称変更 |
| 平成 12 年 12 月 | 商経科と生活文化科を改組し、経営情報文化科を設置 |
| 平成 13 年 1 月 | 剣道場完成 |
| 平成 13 年 4 月 | 第五代学長に田中恒治就任 |
| 平成 14 年 7 月 | 商経科を廃止 |
| 平成 14 年 12 月 | 生活文化科を廃止 |
| 平成 16 年 4 月 | 保育科・地域総合科学科を設置 |
| 平成 18 年 3 月 | 経営情報文化科・英語コミュニケーション科を廃止 |
| 平成 18 年 4 月 | 食物栄養科定員増 (30 人⇒50 人) |
| 平成 18 年 10 月 | 別府大学メディア教育・研究センター完成 |
| 平成 19 年 11 月 | 大分香りの博物館開館 |
| 平成 20 年 5 月 | 学校法人別府大学創立 100 周年記念式典を挙行 |
| 平成 20 年 5 月 | 2 号館竣工 |
| 平成 20 年 11 月 | 第三代理事長に日高紘一郎就任 |
| 平成 22 年 4 月 | 第六代学長に金子進之助就任 |
| 平成 25 年 6 月 | 別府大学短期大学部創立 60 年記念式典を挙行 |
| 平成 26 年 4 月 | 第七代学長に野村正則就任 |
| 平成 27 年 3 月 | 地域総合科学科を廃止 |
| 平成 27 年 4 月 | 第四代理事長に二宮滋夫就任 |
| 平成 29 年 4 月 | 第八代学長に仲嶺まり子就任 |
| 平成 30 年 2 月 | 別府大学ファンヴィレッジ寮竣工 |
| 平成 30 年 3 月 | 保育科を廃止 |

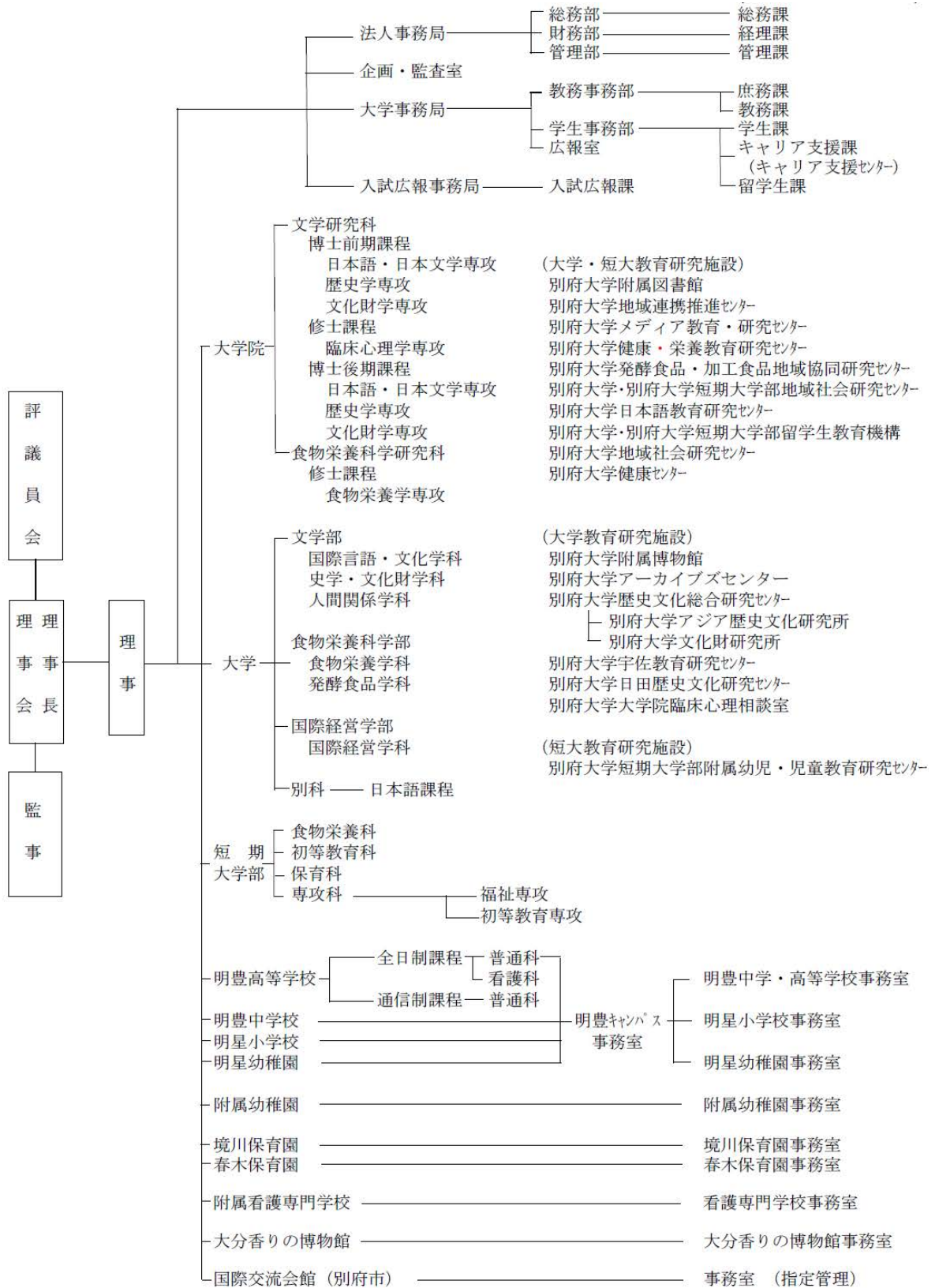
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 30 年 5 月 1 日現在

| 教育機関名 | 所在地 | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|--------------|---------------------|------|-------|-------|
| 別府大学 | 大分県別府市北石垣 82 | 490 | 2、059 | 1、818 |
| 別府大学大学院 | 大分県別府市北石垣 82 | 59 | 127 | 31 |
| 別府大学短期大学部 | 大分県別府市北石垣 82 | 295 | 555 | 590 |
| 明豊高等学校 | 大分県別府市野口原 3088 | 275 | 980 | 692 |
| 明豊中学校 | 大分県別府市野口原 3088 | 40 | 120 | 153 |
| 明星小学校 | 大分県別府市野口原 3088 | 70 | 420 | 308 |
| 別府大学附属幼稚園 | 大分県別府市北石垣 82 | 40 | 140 | 103 |
| 明星幼稚園 | 大分県別府市野口原 3088 | 30 | 210 | 195 |
| 別府大学附属看護専門学校 | 大分県別府市北石垣 82 | 40 | 80 | 82 |
| 境川保育園 | 大分県別府市石垣西 2 丁目 3-15 | 70 | 70 | 73 |
| 春木保育園 | 大分県別府市春木 1 組 | 70 | 70 | 68 |

(3) 学校法人・短期大学の組織図

(平成 29 年 4 月 1 日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

| 地域 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 |
| 別府市 | 122,356 | 121,422 | 120,887 | 120,535 | 119,741 |
| 大分市 | 475,235 | 475,285 | 475,996 | 476,436 | 479,726 |
| 大分県 | 1,180,197 | 1,172,972 | 1,166,006 | 1,161,280 | 1,153,541 |

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

| 地域 | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) | 人数 (人) | 割合 (%) |
| 別府市 | 34 | 11.5 | 42 | 13.7 | 37 | 11.9 | 36 | 12.8 | 35 | 12.4 |
| 大分市 | 139 | 47.2 | 140 | 45.9 | 150 | 48.3 | 149 | 53.0 | 146 | 51.7 |
| 大分県 | 269 | 91.3 | 286 | 93.6 | 292 | 94 | 263 | 93.5 | 252 | 89.2 |

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

湯布院、別府温泉などの観光地を有する大分県は従来より食に対する知識・関心が高い。近年では、県民の平均寿命の高さに比して健康寿命が低いことに鑑み、「健康寿命日本一」を目指して、野菜の摂取や減塩に県全体で取り組んでいる。また、平成 17 年 6 月に「食育基本法」が制定されたことを受け、大分県では平成 18 年 3 月より第 1 期～3 期「大分県食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んできている。食文化や食生活の大切さを訴える「食育推進」運動が全国的に盛んになる中、大分県でも食育についての意識を高め、一年を通して多くのイベントを行ってきた。大分県民の食を通じた健康と食育についての関心は高く、本学「育ドル娘」の啓蒙活動や商品開発へのオファーも多い。

また、大分県は近年、待機児童問題を抱え、保育所の増設と保育士不足の解消に向けて熱心に取り組んで来た。大分市は 2014 年から翌年にかけて待機児童が 442 人と急増し、以降全国上位の待機児童数となって来た。保育士をサポートする「子育て支援員」の養成研修を始めたり、専門学校の新設を行ったりと県全体が待機児童数 0 を目指して活動する中、本学においても就職指導及びキャリア教育の充実を図り、養成校としてより地域に貢献できる保育者養成に取り組んでいる。さらに、保育団体及び大分県、大分県教育委員会の要請により平成 29 年度より保育研修委託事業の実施、幼稚園免許状更新講習を開設した。

■ 地域社会の産業の状況

別府市は、日本一の温泉と豊かな自然環境、様々な観光資源に恵まれた「国際観光温泉都市」である。エネルギー資源として温泉や湯けむりなどの地熱資源が見込まれ、その他の新エネルギー（太陽光、太陽熱、風力、小水力等）についても活用できる可能性が高いと言われている。また、産業別就業人口では、特に、卸売・小売業、サービス業、医療・福祉業、飲食店・宿泊業が多く、新エネルギーの活用が需要側（ホテル、旅館など）節電や省エネルギーの取り組みによってコスト削減につながる可能性もある。別府市では、地球温暖化対策への寄与、エネルギーシステムの自立・分散化、新規産業・雇用の創出、地域経済の活性化など、様々な意義を有している新エネルギーの導入について促進を進めている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

| |
|---|
| (a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題） |
| [テーマ B 教育の効果] 授業評価アンケートは全科目を対象としていないので、何年かで全科目が一巡するなど工夫することが求められる。 |
| (b) 対策 |
| 平成 24 年～平成 29 年前期にかけては、授業評価アンケートを実施する際に各教員には担当している科目から 2 科目を選択してもらい、さらに前回実施した科目とは別の科目を選択してもらうように呼び掛け、数年をかけて全科目での調査を行えるようにしてきた。 平成 29 年度後期からは Web を用いた全科目調査を開始した。 |
| (c) 成果 |
| 平成 24 年～平成 29 年前期にかけては、時間はかかるが数年をかけ全科目での調査を行っていた。 平成 29 年度後期からは Web アンケートに移行することによって、専任教員が担当している科目については、前後期あわせて全ての科目でのアンケート調査が可能となった。 |

| |
|---|
| (a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題） |
| [テーマ C 自己点検・評価] 本協会に当初提出された自己点検・評価報告書に行動計画、改善計画が記載されていないなど不備がみられた。今後、理事長、学長、ALO を中心により一層自己点検・評価活動を生かして改善・改革に取り組むことが望まれる。 |
| (b) 対策 |
| 本学の第 1 期、第 2 期中期計画に基づき、各委員会を中心に年度末に「当該年度事業報告」を作成した。報告内容は、「計画に対する取組内容」及び「事業達成状況の評価とその判断理由」で、判断理由の中に課題と改善計画を記載することで「次年度事業計画」を作成に繋がる PDCA サイクルを構築した。 平成 29 年度は、9 月～10 月に「中間報告」を作成し事業の進捗状況を調査した。 |
| (c) 成果 |
| 上記対策を行うことによって、毎年の行動計画と改善計画を資料として確実に保管できるようにしている。その結果、自己点検・評価報告書を作成する際に速やかに行動計画、改善計画の記入が行えるように体制を整備できている。 |

② 上記以外で、改善を図った事項について

| |
|--------------|
| (a) 改善を要する事項 |
| 特になし |
| (b) 対策 |
| |
| (c) 成果 |
| |

③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

| |
|-----------|
| (a) 改善意見等 |
| 該当無し |
| (b) 履行状況 |
| |

(6) 短期大学の情報の公表について

- 平成 30 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について【大学ポートレートは省略】

| No. | 事 項 | 公 表 方 法 等 |
|-----|---|---|
| 1 | 大学の教育研究上の目的に関する事 こと | 印刷物【学生生活】 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 2 | 卒業認定・学位授与の方針 | 印刷物【学生生活】 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 3 | 教育課程編成・実施の方針 | 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 4 | 入学者受入れの方針 | 印刷物【大学案内、入試要項】 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 5 | 教育研究上の基本組織に関する事 こと | 印刷物【学生生活】 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 6 | 教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する事 こと | 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 7 | 入学者の数、収容定員及び在学する 学生の数、卒業又は修了した者の数 並びに進学者数及び就職者数その他 進学及び就職等の状況に関する事 こと | 印刷物【大学案内】 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |

| | | |
|----|------------------------------------|---|
| 8 | 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事 | 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 9 | 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事 | 印刷物【学生生活】 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 10 | 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事 | 印刷物【学生生活】 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 11 | 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事 | 印刷物【学生生活、大学案内】 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| 12 | 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事 | 印刷物【学生生活、大学案内】 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |

② 学校法人の財務情報の公開について

| 事 項 | 公 開 方 法 等 |
|-------------------------------|---|
| 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書 | 大学情報公開 URL: www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 29 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。
公的資金の適正管理については、公的研究費に関する行動規範を定め、
「競争的資金等の取扱いに関する規程」に、管理者・研究者等の責任と権限を定め、教育の実施、不正防止計画の策定、不正防止計画推進室を設置するよう定めている。
また、「研究活動の不正行為防止等に関する規程」を制定し、研究者の責務や研究倫理教育の実施、加えて、科学研究費補助金の事務取扱規程、同補助金の経理執行要領、並びに受託研究取扱要領等を定め、日頃の具体的指導、及び学内会計監査により、不正防止等に努めている。更に、「競争的資金等不正防止計画」を策定し、具体策を講じ、抑止機能を整えているところである。今後とも、コンプライアンス研修の開催、「誓約書」の提出、不正防止計画推進室による不断の見直し等を実施していく。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
担当者（委員長） 中山正剛
構成員（FD委員） 相浦雅子、山本裕一、衛藤大青

(事務局) 安倍武司

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
委員長 中山正剛 — FD委員 (初等教育科) 相浦雅子、山本裕一
(食物栄養科) 衛藤大青
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
FD委員会で審議をした事項については、短期大学部企画運営会議に提出され、そこでの審議を経て、教授会において協議事項または連絡事項として提案される。会議の内容及び決定事項についてはすべて議事録に記載している。
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成29年度を中心に）
自己点検・評価報告書に関しては、FD委員会が主となり作成している。平成29年度自己点検・評価報告書完成までの活動記録は以下のとおりである。

【平成29年度FD委員会議題】

| | |
|-----|---|
| 4月 | 平成29年度FD委員会活動計画書の確認 |
| 6月 | 前期授業評価実施内容とアンケート用紙の配布について |
| 7月 | 平成31年度短大認証評価について 授業評価アンケートの結果を受けての授業改善プランの作成について 後期授業評価アンケート実施方法（Web化への移行）について 卒業生アンケート・就職先アンケートについて |
| 9月 | 後期授業評価アンケート実施方法の進捗状況について |
| 10月 | 平成29年度自己点検評価報告書の作成について |
| 11月 | 卒業生・就職先アンケートの内容及び実施方法について 平成29年度自己点検評価報告書作成の依頼について |
| 12月 | 後期授業評価アンケート（Web）の実施方法について |
| 3月 | 来年度の予定について |

【平成30年度FD委員会議題】

| | |
|----|---|
| 4月 | 平成29年度自己点検・評価報告書最終チェック・校正等の基本的考え方について 校正日程及び自己点検・評価報告書の提出までのスケジュール確認 |
|----|---|

これらの活動で、以下の2点を基本的な考え方として自己点検評価・報告書の作成にあたった。1つは、できるだけ多くの教職員に参画してもらい教育体制の改善点・改善計画等、認識を共有すること、2つめは今後の短期大学部の教育改善につながるシステム（委員会等）を創り上げていくことである。

【基準 □ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 □-A 建学の精神]

[区分 基準 □-A-1 建学の精神を確立している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 □-A-1 の現状＞

(1) 別府大学の建学の精神は、別府大学の前身である別府女子専門学校が開学した当時、戦争の直後であっただけに戦争とそれを遂行する体制によって痛めつけられた社会に対して、「真理はわれらを自由にする」と理想を高らかに掲げて「女性よ立て」と呼びかけたことに発する。別府女子専門学校で公開された日本初の市民大学には、百数十人の市民が参加者し、半年以上の間欠席者を一人も出さずに講義が続けられたということからも、当時の人達の学問への熱い思いを窺い知ることができる。以後、地域に根ざした大学として別府女子大学、別府大学、昭和 29 年の短期大学部発足へとこの伝統が受け継がれている。

しかし、建学の精神「真理はわれらを自由にする」の意味については、戦争という暴力への対抗に加え、時代に合った解釈が求められるようになった。そこで、当時、戦争遂行のために個人を犠牲にしてきた生活から、人としての尊厳を保てる生活への希求であった「自由」ということばを「人間らしく生きること」と言い換えて、新たな意味づけを試みた。人間らしく生きるということは、時流に流されず、物事を見極める観察眼や、智慧、真理を探究する頭脳を持ち、発言する勇気を持つということであろう。そのための真理追究の姿勢を持つことによって、教師も学生も学ぶことと、学びによる自己変革とその喜びを体感することになる。

(2) このような学びの深まりを踏まえた教育目標の設定、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、「教養」「専門性」「実践力」「社会性」を身に付け、問題解決能力と豊かな人間性を備えた人材の育成に努めている。

(3) 学内外への公表に関しては、外部に向けては、建学の精神は学校法人別府大学のホームページにわかりやすく掲示されている。学生に対しては毎年学生に配布される履修ガイド冊子である「学生生活」に建学の精神が詳しく、かつ、わかりやすく記載されている。

(4) 建学の精神は学内で共有する努力を行うとともに、以下のように学科ごとに建学の精神を教育に生かす取り組みを行っている。

＜食物栄養科＞

健康教育や栄養教育、食育の重要性が叫ばれる今日、食物栄養科では建学の精神に基づき、食に関する科学を学ぶことにより「健康な生活の実現」という自由の獲得に

向け学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を掲げ、学生に建学の精神を伝えている。この学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を具現化するため、次のような具体的な取り組みを行っている。

食物と栄養・健康に関わる分野を幅広く理論的に学ばせるとともに、調理実習や給食経営管理実習、校外での病院実習等を通して、実践的な技術のみならず、コミュニケーション能力や協働的態度等の社会性の育成をも図っている。

また、学科行事や自主的な研究会活動、ボランティア活動等に主体的に取り組ませることにより、学生自身の専門的知識、実践的な技術の向上及び、地域社会との連携を深め地域社会に貢献できる実践的な態度の育成に努めている。

信頼される栄養士の育成を目指すとき、専門的知識や実践的な技術とともに必要とされる資質は、社会人としての基本的な生活習慣・マナー、思いやりや感謝の心など「豊かな心」、困難な状況に対応できる柔軟な思考や強い精神力等の「たくましさ」である。本科では、授業やオリエンテーションセミナーなどの研修活動、校外実習の事前指導等あらゆる機会をとらえて指導を行い、学生の人間性や社会性の向上に努めている。

一人ひとりを大切にする教育を行う視点から、学科会議での情報交換を密に行うとともに、きめ細かな指導を実践し学修成果をあげている。

《初等教育科》

乳幼児教育や初等教育の重要性が叫ばれる今日、初等教育科では建学の精神に基づき、子どもとともに発達していく保育者・初等教育課程での教育者として、子どもの人権を尊重し子どもが人としてすこやかに成長することを援助する人材育成を図っている。人を愛し、子どものこころに共感し、正しい知識を持って子どもを援助し、教育・保育現場において正しい判断ができるよう、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと学生に建学の精神を伝えている。この学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を具現化する取り組みとして、教育・保育の分野を幅広く総合的に学ばせ、幼稚園・小学校・保育所・施設実習や介護等体験実習を体験させるとともに、研究会による公演活動等を通して、実践的な技術のみならず、共感力、コミュニケーション能力や協働的態度等の社会性の育成を図っている。

教養科目の「基礎演習」において、新入生全員に学長から建学の精神と本学の学修について講義を実施しているほか、「大学史と別府大学」を開講するなど、教員・学生が建学の精神を共有できるように取り組んでいる。学科行事や自主的な研究会活動、ボランティア活動等に主体的に取り組ませることにより、地域社会との連携を深め、地域社会に貢献できる実践的な態度の育成に努めている。一人ひとりを大切にする教育を行う視点から、学科会議での情報交換をていねいに行い、建学の精神に基づいた学修成果をあげている。

(5) 年度末のシラバス作成の際、教務委員会を中心にして建学の精神について議論されている。

[区分 基準 □-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 □-A-2 の現状>

(1) (2) (3) 食物栄養科では、管理栄養士国家試験の受験を支援する「管理栄養士国家試験対策講座」を毎年開講している。また、保育園の栄養士などを対象とした「大分栄養コミュニティカレッジ」を毎年2回開講している。公共団体等との協定は行っていない。研究会活動などを通じて、こども園や県の行事などで食育活動等のボランティアを行っている。

(1) (2) (3) 初等教育科では学生と保育・教育現場を対象とした、幼児・児童教育研究センター主催の講演会を毎年開催し、児童学会主催の講演会を隔年で開催している。学科独自で地方公共団体との協定は結んでいない。ボランティア活動については、学科の専門性を生かした「研究会活動」において、県内の幼稚園・保育園・こども園等での公演活動や行事におけるボランティア活動を行っている。

<テーマ 基準 □-A 建学の精神の課題と改善計画>（食物・初教・学長）

食物栄養科においては、学生が卒業後にも問題解決に立ち向かうことが出来る建学の精神を根付かせる教育を行うために、多種の外部組織との連携をとり「健康な生活の実現」できる学生を養成していくことが課題である。

初等教育科においては、新入生への「建学の精神」についての講義、また教員間においてその精神を共有する取り組みは継続する。今後の課題としては、学科行事を学生主体で運営し、より実践力を発揮できるような行事運営の見直しを行う。

さらに、建学の精神の再確認（時代に合った解釈）及び定期的な点検の実施が課題である。

[テーマ 基準 □-B 教育の効果]

[区分 基準 □-B-1 教育目的・目標を確立している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 □-A-6）

<区分 基準 □-B-1 の現状>

(1) 学科・専攻課程の教育目的・目標については、学則第3条第2項及び第51条第2項の規定により「学科及び専攻科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的」

として定めている。その構成は、①建学の精神に基づき、本学全体の人材育成・教育研究の目的を、「人間教育を基礎」とした「実践的な専門教育」により「地域社会に貢献できる人材育成」と定め、それを受け、②各学科が具体的な専門分野の教育目標と育成する人材像を示す、というものである。①においては、基準 □-A で述べたように、建学の精神に対する現代的な解釈や位置付けを示したうえで、各学科の特性に応じた建学の精神に基づいた人材育成・教育研究の目的のもと教育を行っている。さらに、新生が履修する「基礎演習」科目では、建学の精神について学長自らが講話し、建学の精神と教育目的・目標の関係についての理解の徹底を行っている。②については、年度当初学生に配布する「学生生活」において各学科の人材育成・教育研究の目的を示している。

(2) 教育目的・目標は学生便覧「学生生活」に明記され、さらにウェブサイトで学外にも公開している。また、教育目的・目標の学内外への表明の意義として、教育の成果に対する評価を学内外から広く受入れることが期待されていると考えられる。在学生だけでなく、卒業生や就職先などにアンケート調査を実施することで、教育目的・目標の達成度を客観的に評価している。

(3) 短大全体の DP や CP や活動内容について学長諮問会議で地域社会の定期的な点検を受けている。

【区分 基準 □-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。】

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 □-B-2 の現状>

(1) 別府大学の建学の精神は「真理はわれらを自由にする」である。この精神のもと各科とも学習成果を定め、教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)、学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) に表している。建学の精神については学生に対して学長による特別講義などを開講している。

教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) においては別府大学短期大学部全体の教養科目と各科ごとの専門科目に大別される。教養科目は、社会人の基礎となる教養を身につけるものとしている。また、カリキュラムは、建学の精神に基づいた教育目標に沿って編成している。

学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) において、食物栄養科・初等教育科の 2 学科に共通するものとして職業教育によって専門的な知識や実践的な技術を身につけることをあげている。さらに各専門領域において問題を分析・考察する力を養うこととしている。これらの能力を身につけた者に対して短期大学士の学位を授与することとしている。シラバスには、各科独自の専門領域に応じて達すべき学習成果が以下の 2

点に分けて具体的に示されている。①到達目標、②資格授与に係る科目においては法令によって定められた事項、である。これらは本学のホームページにおいて明示している。

(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確化するために、以下のような考えのもと学習成果を設定している。

学習成果については、科目ごとのシラバスを「到達目標」として、「学生を主語とした目標とする」「具体的な行動目標とする」など一定の質的水準に基づいた設定で作成している。各科目の教員はシラバス作成に先立ちシラバス原案を教務委員会に提出し、一定の水準に達しているかをチェックしてシラバスとして学内外に対して公表することとしている。また、各科目のオリエンテーションや初回開講時などで受講する学生には明示するように努めている。

(3) 学科・専攻課程の学習成果は、シラバスに明記することで学内外に表明している。

(4) 学習成果の点検については GPA 成績評価を学期ごとに行っている。また、平成 30 年度は DP 到達度テストを実施する予定である。

[区分 基準 □-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 □-B-3 の現状>

- (1) 平成 29 年に大幅に見直し、ディプロマポリシーを基にカリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーを策定している。
- (2) 見直しは教授会などを通じて大学全体で行っている。
- (3) DP、AP を基として CP を策定し、それに従ったカリキュラム編成としている。
- (4) 大学 HP や学生生活、入試要項などを通じて、学内外に表明している。

<テーマ 基準 □-B 教育の効果の課題と改善計画>（教務委員会）

平成 30 年に 3 ポリシーを全面的な見直しを実施した。課題は 3 ポリシーとシラバス等の整合性の検証が初年度ということで不十分であることである。今後、「3 ポリシーの策定・運用の基本方針（平成 29 年 12 月）」に沿って、3 ポリシーに基づいた PDCA サイクルを活用していく計画である。

[テーマ 基準 □-C 内部質保証]

[区分 基準 □-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 □-C-1 の現状>

(1) 自己点検・評価活動に係る規程として本学では「別府大学短期大学部 FD 委員会規程」が定められている。学長、学長補佐、学校法人事務局代表、附属図書館長、ALO、学科長、各科実務委員により構成し、月に一回程度、自己点検・評価活動に係る事項について協議及び実施状況の進捗管理を行っている。

(2) 自己点検・評価活動の大きな柱として、短期大学教育の質を保証するために授業評価アンケートを実施している。平成 29 年度前期には、全教員が 2～3 の科目を選定し、選定科目の履修者全員に「授業評価アンケート」を実施した。また後期からは専任教員が担当する全科目を対象とした Web アンケートを実施した。履修者による「授業評価アンケート」による評価は、数値（平均値及び評価点分布）と自由記述で、全ての教員にフィードバックし、その結果を基に、各教員が評価の要因の分析と授業改善計画を提出することになっている。

(3) 自己点検評価報告書については、平成 26 年度から IR 委員会が毎年作成し、大学 HP 上にも公表している。

(4) 短期大学部教育の中心となる授業においては、組織的な授業改善を図る授業改善 PDCA サイクルを構築できおり全教員が関与した自己点検・評価活動といえる。

(5) 平成 29 年度は実施できなかったが、平成 30 年度には高等学校長への意見聴取を取り行い、その結果を自己点検・評価にとり入れる予定である。

(6) 自己点検・評価の成果の一つである「自己点検・評価報告書」を活用することについては、各委員会に毎年「自己点検・評価報告書」を参考の 1 つとし、「次年度に向けた課題」を策定し、それに向けた取り組みを行う事としている。

<テーマ 基準 □-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいるについての課題と改善計画> (FD 委員会)

2) 授業評価アンケートに関しては、専任教員が担当している全科目を対象とすることを目標としている。平成 29 年度前期までは 1 度のアンケートで担当している科目から 2 科目を選択し、数年かけてそれぞれの教員が担当している全科目を調査することとしていた。しかし、この方法では効率が悪く、全科目を調査しているかの把握も難しいことが課題としてあげられる。そのため、平成 29 年度後期から開始された Web を用いたアンケート調査を平成 30 年度以降も実施し、年度内に全科目調査が行えるように体制を整えていく。

〔区分 基準 □-C-2 教育の質を保証している。〕

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 □-C-2 の現状＞

(1) (2) 教育課程レベルでは、まずは各学科の「人材養成に関するその他の教育研究上の目的」に基づいて、それらが達成できているかどうかを査定されなければならない。そのための具体的な指標としては、食物栄養科における栄養士免許の取得資格の取得率及び全国栄養士養成施設協議会の共通試験、初等教育科においては、小学校教諭二種免許、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得率などが挙げられ、これらを査定として考えることができる。

また、「PROG テスト；Progress Report on Generic Skills；ジェネリックスキル成長支援プログラム」により学生の社会人基礎力を客観的に評価し、学科の到達目標の達成度の指標としている。

科目レベルでは、シラバスに明記された「到達目標」及び「評価の方法」に基づき査定されている。科目によってはこれらを補強する形で、学士力における「汎用的技能」を科目に相応したアンケート調査として効果測定を行ったり、毎回の授業でワークシートに学生に自己評価をさせて理解度を把握したり、コメントと三段階評価を付して返却したり、担当教員が複数の科目では期末会議を行ったりするなどの各科目における工夫が行われている。また、平成 30 年度より DP 到達度テストの実施を計画している。

(3) 教育の向上及び充実のために、短期大学部全体で、学生による「授業評価アンケート」を実施している。「授業評価アンケート」による評価は、数値（平均値及び評価点分布）と自由記述で、全ての教員にフィードバックされ、その結果を基に、各教員が評価の要因の考察を行い、授業改善計画を提出するといった授業改善 PDCA サイクルを構築している。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準などの機関レベルの関連法令の改正などでは教授会や学科会議において、法令遵守を図るよう協議と連携を行っている。

＜テーマ 基準 □-C-2 教育の質を保証しているについての課題と改善計画＞（教務委員会）

3 ポリシーの見直しに合わせて新たな教育の質保証システムの早期構築が課題である。教育の質保証については、「3 ポリシーの策定・運用の基本方針」のとおり、科目レベル・科目群レベル・教育課程レベルの 3 階層で内部チェックを行うとともに、卒業生・就職先アンケートで外部評価も計画している。これらを計画通り実施していく。

【基準 □ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準 □-A 教育課程]

[区分 基準 □-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準 □-A-1 の現状>

(1) ① (2) 別府大学短期大学部の学位授与の方針を以下に示した。

「別府大学短期大学部は『真理はわれらを自由にする』を建学の精神に掲げています。建学の精神に基づき、本学が定める期間在学し、各学科の所定の科目と単位を履修し、学修成果を修めた者に対し卒業を認定し、学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与します。各学科で卒業までに履修し修得すべき内容及び、各学科の学位の種類は次のとおりです。」(2010年9月策定)

<食物栄養科>

食物栄養科は、本学の定める課程を修了し、「教養力」、「専門力」、「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に短期大学士（栄養学）の学位を授与する。

1. 教養力（人間性の形成に資する幅広い知識、技能）

大学教育に必要な思考力や表現力など基礎的素養を身につけ、建学の理念、教育方針等を理解する。

2. 専門力（専門に関する基本的な知識、技能）

<社会的意義>

食物と栄養・健康に関する知識や技術の社会的な意義や、食物と栄養・健康に関する知識や技術を学ぶことによって社会でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。

<職業生活で評価される能力>

食物と栄養・健康に関する専門教育を通して、職業生活等で評価される能力として、特に栄養管理や給食管理、調理の能力を身につけている。

- 1) 社会生活と健康について基礎的な知識を身につけている。
- 2) 人体の構造と機能について基礎的な知識を身につけ、それに関する実験の技能を身につけている。

- 3) 食品と衛生について基礎的な知識を身につけ、それに関する実験の技能や調理技術を身につけている。
 - 4) 栄養と健康について基礎的な知識を身につけ、それに関する実験の技能や調理技術を身につけている。
 - 5) 栄養の指導について基礎的な知識を身につけ、それに関する実践的な技術を身につけている。
 - 6) 給食の運営について基礎的な知識を身につけ、それに関する実践的な技術を身につけている。
3. 汎用力（社会で活躍できる汎用性のある能力）
- 1) 思考力（判断力、想像力、企画力など）
 - 2) 実行力（主体性、協働力、傾聴力など）
 - 3) 表現力（発信力、日本語力、外国語力など）
 - 4) 情報力（情報収集分析力、PC スキルなど）

《初等教育科》

初等教育科は、本学の定める課程を修了し、「教養力」、「専門力」、「汎用力」の3つの力を身につけたと認められる学生に、短期大学士（教育学）の学位を授与する。

1. 教養力（人間性の形成に資する幅広い知識・技能）
 - 1) 短期大学の教育に必要な知識・技能と思考力・判断力・表現力などの基礎的な教養を身につけ、建学の精神及び教育目的・教育目標等を理解している。
 - 2) 人間の探究や自然の摂理、社会の文化などの基礎的教養を身につけている。
 - 3) 情報処理や外国語などの基本的なリテラシーを身につけている。
 - 4) 運動と健康維持・増進などの活動を実践する基本的な技能を身につけている。
 - 5) 専門分野の学修を通じて、人間や社会、自然等についての基本的教養を身につけている。
2. 専門力（専門に関する基本的な知識・技能及び態度）

＜社会的意義＞

教育学のもつ社会的な意義や、教育学を学ぶことによって現代社会の中でどのような役割を担うことが期待されているかを明確に理解している。

＜職業生活で評価される能力＞

教育学の専門教育を通して、職業生活で評価される能力として、特に教育・保育に対する強い情熱、確かな指導力と総合的な人間力を身につけている。

 - 1) 教育・保育に必要な教科・保育内容に関する知識・技能を修得している。
 - 2) 教育・保育の本質や目的、基礎理論や教職の意義を修得している。
 - 3) 教育・保育の対象である子どもの成長・発達、保健、栄養、そして家庭での生活などの知識・技能を修得している。
 - 4) 教育・保育の指導内容や指導方法に関する知識・技能と思考力・判断力・表現力を修得している。
 - 5) 教育・保育の実際のある場である園・学校及び施設での実習により、知識・技能と思考力・判断力・表現力の総合的に修得している。
 - 6) 教育・保育におけるさまざまな資質能力を、有機的に統合・形成し、専門職とし

での職業生活を円滑に始めることができるように修得している。

3. 汎用力（社会で活用できる汎用性のある能力）

1) 思考力

常に自らの学びを省察し、課題を見つけて改善することができる自らの職能成長を図る力を修得している。

2) 実行力

組織での活動においてリーダーシップを発揮するとともに同僚と協調しながら目標を達成する力を修得している。

3) 表現力

場面にふさわしい言葉遣いやマナーや振る舞いを身につけるとともに、豊かなコミュニケーション力を修得している。

4) 情報力

我が国のみならず国際的な動向や問題に幅広い関心をもち、ICT機器を用いることにより情報を収集できる力を修得している。

学位授与の要件となる履修科目の指定や必要単位数は学則において履修規程として学則に定められている。

(3) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、各資格・免許に係る省令等を基に立てられている。また本学の学科・専攻課程の学位授与の方針は社会の要請に応えられる人材づくりを意図している。

(4) 卒業認定・学位授与の方針は学科会議をへて教務委員会に諮り見直しを行っている。見直しの結果、改訂点があれば教授会において決定をしている。平成 29 年度に CP、AP と合わせて大幅な見直しを行い、より具体性のある内容としている。

[区分 基準 □-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準 □-A-2 の現状>

(1) 短期大学部では、学科ごとに学位授与の方針を定め、ウェブサイトなどで公表している。教育課程編成・実施の方針についても、学科ごとに定め、同様にウェブサイトなどで公表している。各学科では、教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針との対応関係が容易に理解できるように工夫している。

(2) ①食物栄養科では栄養士免許取得、中学校教諭二種免許（家庭）取得及び栄養教諭二種免許取得、初等教育科では小学校教諭二種免許取得、幼稚園教諭二種免許取得及び保育士資格取得に必要な科目を開講している。これらはそれぞれ資格取得に係る国の定める法令を遵守し、定期的な認定を受ける必要があることから、厳格に運用している。

(2) ②単位の実質化については、授業実施回数の厳守とともに、シラバスに事前事後学習内容とおおよその時間数を示したうえで授業評価アンケートにより実態を把握することで学生の学習時間の確保に努めている。また、単位数の上限については別府大学短期大学部学科履修規定第5条4において以下のように定めている。

- 一 前期または後期において履修登録できる教養科目及び専門科目の単位数は25単位までとする。ただし通年の授業科目の単位数は二分の一を各学期に振り分けて計算する。
- 二 前項の単位数に次に掲げる単位は含まない。
 - ア 教養科目及び専門科目以外の教員職員免許状の取得等の資格取得に係る授業科目の単位
 - イ 集中講義の授業科目の単位
 - ウ 単位互換科目の単位
 - エ 学則第26条第2項・第28条・第29条・第30条及び第31条に定める認定科目の単位

(2) ③成績評価については、短期大学全体での評価基準を「学修の到達度に応じて、AA（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、F（59点以下）で評価する」と定め、この基準について厳格に運用している。

(2) ④シラバスには学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等が明示されている。

(2) ⑤通信による教育は行っていない。

(3) 教員の資格・業績をもとにした教員配置についても、資格取得に係わる国の定める法令を遵守し、厳格かつ適正に運用されている。

(4) 学科の教務委員会を中心に教育課程の編成・実施に係わる集約を行い、具体的な改善点を明らかにして、それを次年度の教育課程に反映させるために短期大学部全体での教務委員会で検討を行った後に教授会で決定をはかる体制が構築されている。

[区分 基準 □-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準 □-A-3 の現状＞

(1) 「教養科目」は 35 科目をあげている。各学科とも 8 単位以上の履修を卒業要件単位としている。平成 29 年度からは教養教育の充実について教務委員会を中心に議論し、大学・短大で教養教育の実施体制について連携を強めていくことが確認された。その一環として「地域社会フィールドワーク演習」「世界農業遺産体験学習」「大学史と別府大学」の 3 科目を大学・短期大学部で共通開設するなど、短期大学部の教養教育の充実が実現している。

(2) 教養教育と専門教育との関連についてはカリキュラム・マップ等を用いて明確にしている。

(3) 「教養科目」を含む授業評価については、毎年前期・後期の 2 回、授業評価アンケートを実施し、授業者はその結果を踏まえて実効性のある「私の授業改善プラン」を作成している。また、効果を測定・評価するための「評価の方法」及びそれらの割合もシラバスに明記している。さらに平成 28 年度よりジェネリックスキルの効果測定のために汎用的で客観的な評価指標である PROG テストを全学で導入した。その結果、平成 29 年度は学習成果の経年変化を含め、学生の学修成果を客観的な指標で明らかにすることができ、それを短大教育のカリキュラム改善へつなげている。

[区分 基準 □-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準 □-A-4 の現状＞

(1) 短期大学部では、栄養士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等を養成する専門教育を専門科目の中で充実させ、さらには各学年におけるキャリア科目として「進路指導 □・□」を開講し、職業意識の形成を図り社会人基礎力を育む内容も取り入れ、全学生が受講する体制をとっている。具体的には、大分労働局や大分財務局に依頼して、労働法講座や金融講座を開講し、卒業後の人生設計や職業人生について知識を深める教養教育と職業教育の充実に取り組んでいる。

それに加え 2 年間にわたり就職への意識づけとして「就職ガイダンス」を開催し、教員学生ともに全員が参加し各学科全体で情報を共有しながら教育を進めている。また各種専門に関連する「セミナー」「就職フェア」等への参加を推進している。

各学科の委員で組織された就職委員会が月ごとに全学生の就職状況をデータ化してキャリア支援課に報告するとともに、各科の学科会議において提示して全教員に就職支援を依頼している。また、就職先アンケート・卒業生へアンケートの実施や卒業後卒業生の激励訪問を行って現場ニーズの把握及び卒業生のフォローアップを行って情報共有を図り、就職支援に役立てている。

授業においては、キャリア科目である進路指導 □・□ において、社会人の基礎知識を問う小テストを複数回実施し、知識の定着を図っている。

(2) 食物栄養科においては、職業教育の一環として校外実習（本校では病院実習）を 2 週間行い、実習先からの五段階評価をもとに改善に取り組んでいる。実習先の栄養士を交えての「校外実習報告会」（施設栄養士と学生・教員）・「意見交換会」（施設栄養士と教員）や、1 年生・2 年生合同で「校外実習報告発表会」を開催している。

初等教育科では、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士への職業教育と就職・進路指導を一体化して高い就職実績を誇っている。また、実習等による教育・保育現場からのフィードバック（実習訪問・実習評価・実習連絡会議）により、職業教育の効果の改善に努めている。

<テーマ 基準 □-A 1、2、3、4 教育課程の課題と改善計画>（教務委員会）

平成 29 年度に 3 ポリシーを全面改定し、各学科の免許資格取得状況・専門職就職状況も順調であることから大きな課題は無い。しかし、教養科目を共通の目標の下に複数学科の学生が受講できるなど、学生が専門の枠を超え協働するような科目の設定が教養科目において少ないため、教養科目の開講時間の調整や科目内容の共通化を検討する。

【区分 基準 □-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準 □-A-5 の現状>

(1) 別府大学短期大学部では、知識を身につけると共に真理の探究の精神や方法論などの基本的態度を育てる教育を行っている。教育の実現にむけて入学希望者に対して高等学校における基礎学力を求めている。そのため、高等学校で学ぶ生徒の能力・適性、学習成果に対応して、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー、以下入学者受入れの方針）を定め入学試験要項、大学案内に掲載している。具体的には推薦入試において日々の授業の学習成果を示す評定点および運動・文化部活動や生徒会活動、ボランティア活動、各種大会など高等学校での活動による学習成果について評価を行っている。

(2) 学生募集において、食物栄養科と初等教育科は以下のとおり入学者受入れの方針を入学試験要項及び大学案内に明確に示している。

食物栄養科：①食物と栄養・健康における専門職をめざす意思を持ち、専門職として必要な知識・技能と思考力・判断力・表現力を習得するための努力ができる学生。②将来、食物と栄養・健康における専門職として、人々の健康維持・増進に貢献したいという意欲にあふれている学生。③高等学校等において、「国語」「英語」「家庭」などの履修をとおして、筋道を立てて文章を書く力や感性豊かな表現活動を展開する基礎となる力、論理的な思考力を身につけた学生。

初等教育科：①教育・保育における専門職をめざす意思を持ち、専門職として必要な知識・技能と思考力・判断力・表現力を習得するための努力ができる学生。②将来、教育・保育における専門職として、他者と協働して子どもたちの健やかな成長と幸福に貢献したいという意欲にあふれている学生。③高等学校等において、「国語」「外国語」「数学」などの履修をとおして、筋道を立てて文筆を書く力や感性豊かな表現活動を展開する基礎となる力、論理的な思考力を身につけた学生。

(3) 入学前の学習成果の把握・評価として、入学者受入れの方針では、「高校における基礎学力の習得とともに、自分の人生を生き抜く意欲や将来の職業を得ようという態度をもつ」ことを基本方針としている。また、入学前の学習成果の把握・評価を「入学試験要項」及び「入試ガイド」に明記し、出願資格、選抜方法、試験科目や内容などを明確に示している。

入学者受入れの方針のもと、社会において求められる人材に教育していくことになるが、入学者受入れの方針から教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、さらに学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）へと循環的・相互連関的に入学者受入れの方針を見直していく。

(4) 入学者受入れの方針に対応して、入学者選抜は推薦入試、一般入試、AO 入試等と多様であり、入学者受入れの方針に基づき、選抜方法を設定している。

入学者受入れの方針に対する入学希望者の理解をさらに進めるため、オープンキャンパス（年 3 回）において入学者受入れの方針について詳しい説明を行い、進学にむけた高等学校での学習を促している。また別府大学ホームページおよび入学試験要項、

大学案内にも入学者受入れの方針を明示している。【提出資料：『入学試験要項』及び『大学案内』】

(5) 高等学校での学びを多面的に評価するため、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定している。入学者選抜の方法として、調査書、面接、小論文または国語や英語による教科試験により総合的に評価している。入学試験問題の作成及び入学試験面接は、入学者受入れの方針に基づいて実施している。面接試験では意欲のある学生を選抜するための質問項目を用意し、各学科の教員が適切に面接試験を実施している。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費を『入学試験要項』『大学案内』に明示し、オープンキャンパスにおいて必ず参加生徒に説明を行っている。また、授業料とその他入学に必要な経費は、必ず納入すべき「納入金」と任意である「寄付金」の区別を示している。

(7) アドミッション・オフィス入試に関し、企画・実施・調査研究を行うためにアドミッション・オフィスを置いている。アドミッション・オフィス入試に関して以下の業務を行っている。①募集要項や評価基準等の作成をおこなうこと②出願資格や課題等の設定およびその評価に関すること③面接試験等の実施およびその評価に関すること④総合的な成績評価の決定および評価結果を教授会に報告すること⑤その他アドミッション・オフィス入試に必要な事項を処理すること

(8) 受験の問い合わせは別府大学・別府大学短期大学部入試広報課を窓口として対応している。

電話および窓口での問い合わせに対応するほか、大学ホームページからの問い合わせ、進路学習を支援する業者からの資料発送依頼や進路ガイダンスへの参加にも対応している。受験生の立場に立って職員一同、懇切丁寧に明るく対応している。

そのほか、入学者受入れの方針を示す『大学案内』『入学試験要項』及び『入試ガイド』を県内の受験生を中心に配布している。4月、7月及び8月にオープンキャンパスを開催し、総合ガイダンスや科別ガイダンスの中で、入試担当教員や職員が参加した高校生たちに入学試験内容等について丁寧に説明している。『入試ガイド』や『大学案内』には問い合わせの多い質問等をQ&Aで掲載し、紙面でも対応している。各学科とも受験生からの問い合わせに学科長を中心として個別に対応している。

(9) 大学の社会的使命や独自性を認識し、高等教育全体の質の向上を目指すために日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいる。その取り組みの一つとして「入学者受入れの方針」を定めている。

地域住民をはじめ企業など社会から求められ支持される人材育成のために、建学の精神と結び付いた教育目的を達成する必要がある。その一つの取り組みとして平成30年度に高等学校から入学者受入れの方針について意見聴取の予定である。この結果をもとに入学者受入れの方針の見直しを行うこととしている。

<基準 □-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示しているについての課題と改善計画>（入試委員会）

今後の課題として、「地域から求められる人材育成」という大学に課された使命を達

成するための入学者選抜のありかたと、本学の理念に基づいた入学者受け入れの方針を見直し、高等学校や地域に周知していくことが挙げられる。

改善計画としては、平成30年度には高等学校からの「入学者受け入れの方針」についての意見聴取をおこなう。これらをもとに本学の理念に基づいた入学者受け入れの方針の見直しをおこなう。

[区分 基準 □-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準 □-A-6 の現状>

(1) 科目ごとの学習成果については、シラバスにおいて「到達目標」として、「学生を主語とした目標とする」「具体的な行動目標とする」など一定の質的水準に基づいた設定を行っており、学生が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示している。各科目のオリエンテーションなどで受講する学生には明示されている。また、学科の学位授与の方針と各科目の到達目標との関連を示す「カリキュラム・マップ」の作成も行っている。

(2) 一定期間内に学習成果を獲得させるために、定期的に期末試験、小テスト、レポート、実技試験など複数の評価機会を設けて確認している。試験の結果、学習成果の達成度が低い学生については、個別で補習授業を行ったり、再試験を実施したりなどして一定期間内に学習成果が獲得できるよう努めている。

(3) 科目ごとの学習成果の査定としては、期末試験、小テスト、レポート、実技試験を実施して到達目標が獲得できたかの評価を行っている。小テストは、教員自身が定期的に学生の理解度を知り、理解できていない箇所について詳細な説明を加えることができ学習成果を上げている。そして、教育課程レベル（各学科、専攻）ごとの学習成果の査定は、教育課程最終学年に実施される学外実習やインターンシップなどでの評価を重視し、卒業・資格判定会議に諮り、学位授与の方針が獲得できたか査定を行っている。さらに大学全体のアセスメントとして、卒業・資格判定教授会を設けて最終査定を行っている。

また、学生が学習成果を身につけたかどうかを、「授業評価アンケート調査」を実施し「総合的にみて授業内容を理解できたか」について質問し確認している。この項目は、授業内容の理解度について学生自身が回答するものであり、学生サイドからの学習成果の測定に役立っている。このアンケート調査をもとに、教員は担当する科目についての「授業改善プラン」を作成し、次年度の教育内容の改善に役立っている。

卒業生を対象としたアンケート調査や就職先を対象としたアンケート調査も実施しており、在学期間中の学習成果が、社会で役立っているのかを評価するのに役立っている。

[区分 基準 □-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準 □-A-7 の現状>

(1) 教務委員会を中心に GPA 分布、単位取得率、学位取得率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）などを、学習成果の獲得状況測定に活用している。

(2) 学期毎に学生による授業評価アンケートを実施し、3年に1回を目安に卒業生、雇用者へのアンケートなども実施している。これらの結果を学習成果の獲得状況測定に活用している。平成30年からは Web を用いたポートフォリオ学習システムを導入し、学期毎に学生自身による学習成果の振り返りとして自己発展チェックシートを記入させる予定である。

(3) これらの学習成果の量的・質的データは IR 報告書としてまとめ、学内外に公表している。

[区分 基準 □-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準 □-A-8 の現状>

(1) 定期的に雇用先へのアンケートを実施している（直近では平成29年度に実施）。

(2) アンケート項目は、卒業生が各科の学習成果を達成できているかを尋ねる内容としており、その結果を基として雇用先アンケートの結果を学習成果の点検に活用している。

<テーマ 基準 □-A 6、7、8 教育課程の課題と改善計画>（教務委員会）

学修成果の設定、学修成果の測定の仕組み、卒業後評価については十分な取組が行われているが、全体的な取りまとめによる分析が不十分である。そこで、「3ポリシーの策定・運用の基本指針」に基づき、さまざまな評価を取りまとめ総合的に分析する。

[テーマ 基準 □-B 学生支援]

[区分 基準 □-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準 □-B-1 の現状>

(1) ①シラバスに学位授与の方針に対応した成績評価基準に基づいた成績評価方法と成績評価基準が明記され、これにより評価を行っている。

(1) ②教員は期末試験だけでなく、必要に応じ随時小テストやレポート提出を求めており、それらも成績評価の対象として学習成果の確認を行っている。また科目によってはグループワークの取り組み状況の見守り等により学習成果の状況を確認している。

(1) ③前期7月下旬の2週間及び後期1月の3週間にそれぞれ「授業改善のためのアンケート」を実施している。対象科目は前期は講義・演習科目のバランスをとり2~3科目で実施し、後期は専任教員が担当している全科目を対象としたWebアンケートを実施した。このアンケートは学生自身の授業に対する取り組み姿勢を問う項目群と教

員の授業のわかりやすさや学びの環境作り等に関する項目群から構成している。またアンケートには授業のよい点・改善点・その他感じたことなど自由意見を文章で記入する欄も設けている。

(1) ④シラバス作成時に関連科目担当教員と連携を保ち学習成果を最大にするように協力・調整を図っている。また授業態度等学生の状況についても各学科で情報を共有している。

(1) ⑤カリキュラム・マップ及び学生が作成した学習ポートフォリオの点検などにより、教員は学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

(1) ⑥担任制をとり2年間通して一貫した履修及び卒業に至る指導をしている。選択科目・必修科目・選択必修科目などの用語は学生にはなじみがない。したがって、年度初めにオリエンテーションを実施し、『学生生活』を用いて細心の注意を払いながら履修指導を行っている。

(2) ① 本学では、教員免許（中学校、小学校、幼稚園、栄養教諭）、各種資格（栄養士、保育士登録資格、司書、司書教諭）の取得状況を通じて、教務、厚生補導及び図書館の業務に関わる事務職員は、それぞれの職務に応じて学生の学習成果を認識し、資格取得等の具体的方法の相談に応じるなど、具体的な支援を行っている。

(2) ② 教務関係職員は、学科・専攻に所属している学生の卒業要件単位の修得状況、免許・資格に係る単位の修得状況などを、厚生補導担当職員は、奨学金の各種手続き等を通じて学生の厚生補導関係を把握している。このように事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

(2) ③ 履修登録、試験における成績処理及び卒業に至るまでの業務は、教務課が担当している。学期の始めには、各学科・学年別でオリエンテーションを実施し、履修指導やコースの特色等を説明している。このオリエンテーションの資料作成及び実施運営には、職員が全面的にかかわるとともに、履修登録に関する質問などにも教務課の職員が積極的に対応している。

また、各学期において教務課職員は、教員が提出した期末試験の成績を点検し、登録を行ったうえで、成績通知書を作成している。さらに、卒業年次生の学年末における卒業判定会議の判定資料を作成して、学科判定会議を経て卒業等判定教授会の資料作成をしている。その他、各種相談に応じるなど必要な支援を行っている。

(2) ④ 成績の管理は、学校法人別府大学文書保存規定に基づき「永年保存」として適切に保管管理している。成績の登録は教員が直接 WEB から申請する方法と採点簿に記入し提出する方法がある。WEB を利用して提出した成績については、評価一覧表として印刷し、また手書きで提出された採点簿はそのまま教員別に仕分けし、半期ごとにファイルに綴じている。また、学生ごとの成績原簿を年度ごとに印刷し、学科別にファイリングして保管している。

(3) ① 新入生に対して、以前より図書館ガイダンスを実施していたが、平成23年度より初年次教育として、図書・資料の探し方など情報検索の方法を、より充実させて実施している。本学は図書館運営委員会をもうけ、図書館運営について意見を反映させている。また、レファレンスサービスにおいて、より丁寧に対応し学生の要望に応えるよう心掛けている。「選書ツアー」（各学科代表の学生が図書館職員と同行し書

店に行き、学科に関係のある専門的な書籍を購入するもの。予算は一人1万円である。)を実施し学生のニーズに合った図書を増やすよう努力している。

(3) ② シラバスに掲載されている参考図書を購入、「シラバス図書コーナー」として別置、その他、資格・就職コーナー等を設け学生の学習支援を図っている。さらに学外機関との連携による相互貸借や文献複写を実施、県内公共図書館と大学図書館との横断検索システムにも加入しており幅広いサービスを展開している。

また、ITの活用については、インターネットやデータベースなどの電子化された新しい媒体による資料の利用にも力を入れており、館内にインターネット接続専用スペースを設け、学生が個人のパソコンでも利用できるようにしている。

また、携帯電話から専用のURLを入力するか、QRコードを読み取ることにより蔵書検索などができ、サービスの向上につながっている。

(3) ③ 共通科目として、「情報処理基礎A」「情報処理基礎B」が開講されており、その中で学内のコンピュータを使用して情報検索や情報処理基礎のスキル、基本的な情報モラルについて学生に教育を行っている。専門科目としては、食物栄養科での「栄養情報処理」「情報機器論」などの科目においてコンピュータを授業に活用している。

また、全教職員にコンピュータを配置している。学内の連絡等において電子メールを利用している。

(3) ④ 学生が所有しているノートPCやタブレット端末の持込利用(BYOD)を促進するとともに、アクティブラーニングを効果的に実践するための、全学的な学内無線LAN(Wi-Fi)環境を整備している。

また、PC教室の開放やノートPCの無料貸出サービスを実施しており、学生によるコンピュータ端末の利活用を促進している。

(3) ⑤教職員共に自主的に研修を行っている。

<テーマ 基準 □-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用しているについての課題と改善計画> (教務委員会)

現在のところ教職員間の学生指導情報の共有が不十分であり学生指導情報が分散し指導が不十分になることがある等の課題がある。教職員の連携をさらに高めるため、ポートフォリオ学修支援システムなどの活用を計画的に推進する。

[区分 基準 □-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にやっている。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っ

ている。

- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準 □-B-2 の現状>

(1) 入学前学習の一環として、入学手続き者に対して事前講座を毎年実施し、大学での講義の説明や、入学までに準備すべき学習内容の情報を提供している。

(2) 入学者及び保護者を対象とした保護者懇談会を入学式後に開催し、学科概要、校外実習、資格取得、就職などについて説明を行い、希望者に対して個人面談を実施している。

(3) 入学後に、新入生オリエンテーションを開催し、『学生生活』に沿って単位取得や履修登録など学習及び学生生活全般にわたる説明を行っている。

(4) 学習成果の獲得に向けて、学習支援のための印刷物として『学生生活』を発行している。授業や学生生活について大学ホームページや学科独自の広報誌を用いて、授業風景、行事、学生生活や就職状況などの情報を提供している。

(5) (6) (8) (10) 基礎学力が不足する学生や、進度の速い学生や優秀な学生に対する配慮として、学習上の悩みが相談できるよう学習支援室の設置を検討している。各学科とも、学科会議において学习上配慮が必要な学生の情報を共有し、学習支援方策について適宜点検を行っている。

(9) 留学生の受け入れ及び派遣については実績が無い。

<テーマ 基準 □-B-2 「学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている」についての課題と改善計画>（教務委員会）

学修支援室等が未整備であることが課題である。学長を中心に学修支援室の設置に向けて大学・短大で協議を進める。

[区分 基準 □-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準 □-B-3 の現状>

(1) 学生の生活支援のための組織である学生委員会は、学長補佐と各学科学生委員で構成されている。毎月第 4 水曜には大学と合同の学生委員会を開き、学生に関する諸問題等を議論している。短期大学部の学生委員会は、合同の学生委員会の前後に開催し、学科の課題に即した具体的な協議を行っている。さらに、平成 28 年度には学生満足度調査及び一人暮らしの学生を対象としたアンケート調査を実施し、結果を委員会で分析した。学生満足度調査の結果は報告書としてまとめて配布し、FDにより結果と分析内容を公表して学生生活の改善・改革に努めている。

事務組織である学生課は学生委員会と緊密な連携のもとに、学生生活の諸事項の処理にあたっている。

また、全教職員が週 2 コマのオフィスアワーの時間を設定し、学生が相談しやすい環境を整えている。

(2) クラブ活動に関して、短期大学部の学生は、別府大学の学生と共に活動している。

体育系のクラブには、教職員を部長・顧問として配置しており、支援体制強化に努めている。文化会には教職員による部長・顧問はいないが、学生課の職員で支援にあたっている。また、学園行事に関しては、学生委員会と学生課の職員で支援にあたっている。

公認サークルと呼ばれるのはスポーツ振興会（体育系）・文化会（文化系）に所属している 32 サークルと強化部（硬式野球・柔道・剣道・なぎなた、吹奏楽団）で、史学研究会や学科の研究会、教職・公務員の研究会等は非公認サークルとなっている。

資金面での援助は、体育文化費として平成 30 年度は 607 万円を計上している。そのうちクラブ活動への補助金として 475 万円（印刷製本費 90 万、学生生徒指導費 385 万）配分している。それ以外にも学生使用施設（野球部グラウンド、柔剣道場、体育館、サークルハウス等）の光熱水費や一部の清掃費、修繕費、バス運行費等が別途 132 万円配分されている。

クラブ活動については以下のとおりである。

強化部－硬式野球部、女子柔道部、剣道部、なぎなた部、吹奏楽団

スポーツ系－卓球部、ワンダーフォーゲル部、少林寺拳法部、ソフトテニス部、硬式庭球部、バドミントン部、ヨット部、バスケットボール部、バレーボール部、サッカー部、弓道部、合気道部、陸上部、水泳部、フットサル部、ハンドボール部、空手道部

文化系－イラスト研究部、演劇部、器楽部、写真部、SHINKEN（心理学研究）、天文部、フォーク・ロック・クラブ、弥次喜多倶楽部、M・A・P（企画・運営）、ギター愛好会、現代視覚文化研究会、メディアコミュニケーション愛好会、温泉愛好会、手話サークル HELLO、箏曲愛好会

(3) 学生食堂等、学生のキャンパス・アメニティ

・学生食堂

キャンパス内には「和」（なごみ）と「B's キッチン 36（サブロー）」の二つの学生食堂が整備されており、一層学生のニーズに応えられるようになっている。「和」には室内に 229 席、外に（丸テーブルを置いて）33 席、合計 262 席があり、また、「B's キッチン 36（サブロー）」には室内に 160 席、外に（丸テーブルを置いて）36 席、合計 196 席があり、学生は好みによって幅広く食事の選択ができるようになっている。さらに、昼食時間に併せて、近隣のパン屋が移動販売をしている。

・売店

佐藤義詮記念館が完成し、学生が必要な文房具類や教科書、菓子や弁当等を販売する「キャンパスショップ」が開業し、学生の利便性が向上した。

別府キャンパスから徒歩 10 分以内に銀行や郵便局があるが、大学構内にも ATM1 台（大分銀行、大分みらい信用金庫）が設置されている。

学生の休息のための施設・空間として、学生ホールが 2 カ所（25 号館 1 階 26 席、32 号館 1 階 68 席）、サークルハウスなどがある。

また、インフルエンザ等の予防のため、大学校舎入り口にアルコール消毒液を設置している。さらに、手洗いのための石けんを各洗面所に配置している。

(4) 全室個室タイプで学生のプライバシーを保ちながら各階に共有スペースを完備した新ファンヴィレッチ寮（新築 4 階建）が、30 年度に竣工した。新ファンヴィレッチ寮の収容定員は、男女 100 名である。また、留学生の受入のために、別府市国際交流会館（上人ヶ浜 2 番 12 号、55 名収容）がある。

毎年、新入生の受入を優先し、残寮希望者に対して審査のうえ指導寮生として許可している。各寮には寮監（職員）が常駐し、寮生の指導に当たっている。

宿舎等の斡旋については、別府キャンパス周辺で主として本学の学生を対象としている下宿（14 軒）や間借り・アパート等（61 軒）を紹介している。

(5) 昭和 62 年 3 月に JR 別府大学駅が開業され、駅から徒歩約 10 分（0.9 キロ）と通学が非常に便利になった。

学生が利用できる駐車場の台数は限られているため、原則車での通学は禁止とし、別府市以外から公共交通機関を利用して通学することが特に困難な学生に対し、申請書を提出させ、学生委員会で審議のうえ許可している。

自転車の駐輪場は自転車専用の駐輪場（50台収容）を設け、単車・バイクの駐輪場も100台駐輪できる場所を確保している。

(6) 本学独自の奨学金として「別府大学短期大学部奨学生」及び経済的支援として「学生生徒の緊急生活支援対策基金」制度があり、日本学生支援機構等の外部奨学金制度も幹旋している。

別府大学短期大学部奨学生（スポーツ奨学生制度）は、昭和47年に創設され、入学金や授業料の免除又は一部が減額される制度で、採用になった学生は、義務と責任を持って特技の向上に努力するのはもちろん、学業成績の向上にも努め、学則を遵守し、他の学生の模範となるよう努めなければならないとされている。平成29年度は、女子柔道部4人（初等教育科3名、初等教育専攻1名）を採用している。

また、同奨学生には、本学への入学について明確な意志を持つ者のうち、学業が優秀であるが経済的な理由で修学が困難な者に対し、入学金や授業料の免除又は一部を減額する学業優秀奨学生制度が平成22年度に増設され、平成29年度は122人の申請があり、11人が採用されている（食物栄養科1人・初等教育科10人）。

緊急生活支援対策基金は、学校法人別府大学が運営する各学校に在学する学生生徒が、生活費の支弁が緊急かつ一時的に困難となり、支援を必要とする場合に一定の要件を基に生活資金の貸付支援を行うもので、平成14年度に創設された。無利子であるが、貸付金額の上限5万円で6ヶ月以内の返済が条件である。平成29年度の申請者は0人であった。日本学生支援機構奨学金は、採用数が最も多く、毎年説明会を開催して広く募集を呼びかけている。平成29年度に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている学生は、第一種（無利子）が182名、第二種（有利子）が103名となっている。

また、平成23年度からは、別府大学同窓会による奨学金制度が導入され、各学科から奨学生希望者1~2名が推薦されている。その他、大分県及び別府市の奨学金制度もある。

なお、横萬育英財団、電通育英会等その他の奨学金については、希望者がある場合に対応をしている状況である。

(7) 全学生に対して定期健康診断として、5月にレントゲン間接撮影を実施している。そのほか新入生に対して健康アンケートや、予防接種歴を提出させ健康管理に当たっている。教育実習など実習に出かける学生に対し、麻しん抗体検査（個人負担）、細菌検査の実施支援をしている。

保健室・健康相談室では、養護教諭が常駐しキャンパス内で発生した傷病に対しての応急処置や、学生の健康相談、保健指導を行っている。

メンタルケア及びカウンセリングについては、保健室内にある健康相談室を兼用した予約制の学生相談室がある。学生相談室は、別府大学短期大学部の学生だけでなく、別府大学の学生や大学院生、附属看護専門学校の学生も利用している。相談申込みは、保健室または学生課窓口で受付をしている。また、学生相談室専任の相談員（臨床心理士）を非常勤で週3回別府キャンパスに配置している。別府大学短期大学部の学生は、クラス担任に相談するケースが多く学生相談室の利用はまだ少ない。

(8) 学生生活についての学生からの意見や要望については、平成28年度に学生満足度調査を実施した。そこで得られた回答を取りまとめ、全学教職員に調査結果を公表

している。

また、スポーツ振興会と文化会に所属している学生のみではあるが、毎年3月に「リーダーズ・トレーニング」を開催している。これは1・2年生を対象とした次期幹部候補生を育成するために2泊3日で体育系は、ゆふの丘プラザ、文化系は、国立阿蘇青少年交流の家で行っている研修会である。主に今のサークル活動の在り方や、リーダーとしての資質向上のための討議を中心とした研修会であるが、今年度は討議の中で、更なる施設・設備の充実と施設利用時間延長についての要望が出されていた。

(9) 現在、短期大学部に留学生は在籍していない。大学の行事等を通じて留学生と交流を図っている。

(10) 初等教育科においては、大分県の職業訓練制度による委託訓練生を受入れ、学習支援にとどまらず就職支援にも対応している。社会人学生の学習を支援する体制については、一般学生、社会人学生に関わらず、クラス担任制により常にきめ細かな指導を心がけている。また、学生支援をさらに充実させるため、学生の質問・相談に応じる時間として、全教員が週2コマのオフィスアワーの時間を設定し対応している。

(11) 本学においては、広く開かれたキャンパスを目指し、身体（肢体）にハンディを負った人にも不自由なく活動が可能な、人にやさしいキャンパスとなるよう整備を図ることとし、キャンパス内の歩道、建物の入口、建物内においても可能な限り段差を解消し、スロープやバリアフリートイレ、車いす利用駐車場や教室の整備を行っている。

(12) 本学では、平成15年9月に「長期履修学生規程」を制定し、受入れ体制を整えた。長期履修生に対しては、履修計画書の作成段階から卒業までを一貫して、受入れた学科の学科長が個別に対応することとしている。

(13) 学生の社会的活動に対する評価については、本法人で例年行われる学校法人別府大学スポーツ、文化・芸術奨励賞授与式において、特に活動が顕著と認められることがあった場合、社会貢献の部門を設けて奨励賞を授与し、表彰している。また、災害時のボランティアについては、大学として全面的に支援を行っている。各学科においては、各授業科目や各研究会活動の中で学生の社会的活動について積極的に働きかけを行い、また、学生も積極的に活動を行っている。

<テーマ 基準 □-B-3 学習支援、生活支援の課題と改善計画> (学生委員会)

基準 □-B-3 (1) 近年、様々な問題をかかえ就学が困難になっている学生が増加している。問題の早期発見と早期対応を図っていくため、本学独自の奨学金制度の更なる充実を計画している。

基準 □-B-3 (2) 更なる活動の充実を目指すためには、サークルの活動拠点の整備が求められる。例えば、吹奏楽団においては、練習場所を常時確保することが困難なことがあり、ハード面での体制作りが必要になっている。

基準 □-B-3 (3) 喫煙場所の整備等、学生のニーズに細やかに対応した利便性の向上を図ることが求められる。

基準 □-B-3 (4) 入寮する学生の意見を聞き、更なる生活環境の整備について検討する必要がある。

基準 □-B-3 (5) 学生が利用できる駐車場の台数が非常に少ないため、許可制にしている。駐車スペースの拡充については学生からの要望も多く、今後の課題である。

基準 □-B-3 (6) 日本学生支援機構の奨学金は貸与であり、返還する義務があることを認識させ安易に借りすぎることとならないように学生に指導する必要がある。

基準 □-B-3 (7) 学生相談室の体制を充実するため、臨床心理士の常勤化やキャンパスワーカーの導入が検討課題である。

基準 □-B-3 (8) 学生満足度調査の結果で明らかになった課題（喫煙場所、施設の利用時間の延長、駐車場の確保等）について、各部局と調整を進め、実現していく。

基準 □-B-3 (10) 今後さらに社会人学生の受入れ継続のための体制を整え、細やかな対応を実施する。

基準 □-B-3 (11) 障がいの種別に対応する支援体制の充実とバリアフリー化の早期実現についてさらに検討・努力が必要である。

基準 □-B-3 (12) 履修者のニーズに対応したカリキュラム調整整備を行った上で長期履修生の受け入れに努めたい。

基準 □-B-3 (13) 学生のボランティアについて、各学科や教職員が対応するのではなく、ボランティアを集約して支援するボランティアセンターの設立等、体制作りが必要となっている。

【区分 基準 □-B-4 進路支援を行っている。】

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準 □-B-4 の現状>

(1) 各学科からの教員で構成された就職委員会を組織し、委員長を中心にキャリア支援センター職員と連携を図りながら情報（月ごとの就職状況報告・求人情報）の提供や就職に対する学生の意識の高揚を図っている。

また、学科の特徴を踏まえ就職先に適した指導を行うために、就職委員を中心にクラス担任等との連携、学生の進路希望調査に基づいた指導を実施し、就職委員会及び学科会議において、教員間の情報交換を頻繁に行っている。加えて学科ごとの就職ガイダンスの開催や就職イベント・セミナーへの参加指導や引率を行うことで100%の就職率と進路実現に向けて支援体制を整えている。

卒業生の就職先や県内の主要企業等を訪問する就職先激励訪問は、卒業生のフォローアップと同時に雇用先との信頼関係を構築し、継続的な求人の確保に役立っている。

(2) 本学はキャリア支援センターを34号館1階に設置し、求人情報の提供や面接指導、就職相談等総合的な学生の就職支援を行っている。

食物栄養科においては、求人票ファイルや受験報告書を整備して学生が閲覧できるスペースを設置している。

初等教育科では、平成 29 年度に事務室を移転してから徐々に学生の就職支援の設備充実を進めている。具体的には、求人情報の掲示板及び閲覧スペースの拡大、ファイリング方法の改善等、事務室職員の意見も反映させて学生のニーズに込んでいる。

(3) 短期大学部で取得できる資格免許はすべて就職に繋がっている。各学科ともに全学生がそれらを取得することを目標に、クラス担任と学科教員が協力して指導体制の強化を図っている。食物栄養科では、栄養士資格だけでなく、フードスペシャリスト資格の取得のアドバイスを専門の教員が行っている。

また、実習指導等の授業に加えて、キャリア支援センターの専門教員を講師に迎えた講座をクラスごとに開講し、社会人としてのマナーの向上に努めている。

就職試験対策としては、短期大学部全学科で基礎教養学習の指導を行っている。具体的には、「進路指導 □・□」のキャリア科目を全学生が受講し、一般教養内容の学習やマナー等についても学習している。

また公務員を目指す学生については、問題集の貸出や 1 次試験に焦点化した試験対策講座・模擬試験を公務員予備校と協働して 1 年次より開催し、公務員現役合格への支援を続けている。それぞれの公務員試験の 1 次試験合格者については、2 次試験、3 次試験対策として全教員の専門性を活かした個別化した指導を実施している。

(4) 各学科で毎月末に就職状況確認を行いキャリア支援センターへ情報を集約している。就職に関する情報については、すべてキャリア支援センターに集約するようになっており各学科内でも同様の情報を教職員が共有できるようにしている。この就職率や求人情報のデータは、就職ガイダンスや保護者懇談会資料において学生と保護者に周知し、学生の就職支援に活用されている。

就職に関する情報をもとに就職担当とクラス担任は、連携して進路未決定の学生について本人と十分に相談しながら、就職への前向きな取り組みができるよう受験を支援している。就職希望の学生は卒業時に例年約 90%以上就職先が決定しているが、卒業時未決定の学生については、継続的に就職担当、各クラス担任により求人情報の提供などの支援を行い、最終的には就職率が 100%となるよう努力している。

<テーマ 基準 □-B-4 進路支援を行っているについての課題と改善計画> (就職委員会)

公務員を目指す学生に対する、公務員現役合格への支援を充実させる必要がある。そのため、平成 30 年度からは、小学校教員採用試験対策として、従来の模擬試験に加えて、教員採用に特化した対策講座を 1 次試験直前に開催する予定である。

初等教育科では、保護者とも連携した就職支援の実現が求められている。そのため、保護者懇談会において前年度の就職状況と併せて開示するとともに、平成 30 年度には、就職先や保護者からの支援について問うアンケート調査を 2 年生に実施する予定である。

食物栄養科では就職先として給食受託会社を検討する学生が例年多い。そのため、平成 29 年度の 12 月に給食受託会社限定の就職ガイダンスを進路指導 I で実施し、1 年

生の就職に対する意識向上を図るとともに、会社側と意見交換を行い、待遇改善などの要望を伝えたことで今年度の給与上昇につながった企業も見受けられている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準 □-A 人的資源]

[区分 基準 □-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準 □-A-1 の現状>

(1) 各科・専攻課程の資格・免許取得に向けた教育課程編成・実施の方針に基づいて、資格・免許の根拠となる法令等に沿った教員組織となるよう厳格に教務委員会を中心に組織を整備している。

(2) 短期大学設置基準第6章の基準に沿った教員数を充足している。

(3) 短期大学設置基準第7章教員の資格に沿って整備された「別府大学短期大学部教員資格審査基準」を基に、資格審査教授会を開催し厳格に学位や研究業績等の審査を行っている。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。非常勤教員を当てる場合の基本的な考え方は次のとおりである。専任教員の持ちコマ数が過大になった場合には、学生の学習の質を保证するため非常勤講師を配置している。また学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に最適な教員がいる場合は、該当学科と協議の上、持ちコマ数が過大にならない範囲で、他学科の授業を担当している。

(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を踏まえ、別府大学及び別府大学短期大学部非常勤講師の委嘱に関する規程により委嘱している。

(6) 現在本学では補助教員を置いていない。授業担当教員だけでの授業が困難な場合、食物栄養科では実験助手が補助として学生の学習支援のため教室に入っている。

(7) 別府大学短期大学部教員資格審査規程に基づき審査を行い、審査の基準については別府大学教員の採用・昇任の基準を定めている。また、短期大学部は実業教育とい

う性格上実務型教員を採用することが多い。そのため平成 22 年に「実務型教員に関する内規」を定め、社会的活動経験などの実務経験と業績の扱いを明確にした。

＜テーマ 基準 □-A-1 「学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している」についての課題と改善計画＞（教務委員会）

教員組織の整備については、設置基準や専門性などの条件を十分にクリアしており課題はない。

[区分 基準 □-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

□ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準 □-A-2 の現状＞

(1) 専任教員の研究活動は、「研究活動行動規範」において、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程で、本規範の趣旨に沿って誠実に行動することが定められている。専任教員は、別府大学短期大学部紀要（以下、本学紀要という）や各科・専攻に関連のある所属学会誌等へ投稿し、研究成果を公表している。また、具体的な研究費等については、「学校法人別府大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」及び「別府大学科学研究費補助金事務取扱規程」等について定められている。専任教員の平成 29 年度科学研究費補助金（以下、科研費という）の採択者は 5 名であるが、いずれも内容は、各学科・専攻課程に関するものであり、成果を上げている。

(2) 専任教員の研究活動状況は、本学ウェブサイトの「研究者総覧」によって公開されている。研究者総覧には、各教員の研究テーマ（キーワード・具体的内容）や研究業績（主な論文・著書各 10 編以内）、受賞歴及び社会活動、所属学会、地域貢献などが掲載され、毎年定期的に情報の更新が行われている。「研究者総覧」には本学ウェブサイトのトップページから簡単にアクセスでき、氏名や所属学科から検索が可能であ

る。

本学紀要に掲載された研究論文等は、別府大学附属図書館の「機関リポジトリ」を通じて公開されている。

(3) 科学研究費補助金については、採択件数の増加を図るため、申請予定者に対して平成 29 年 10 月に研修会を開催した。また、科研費の採択者に対しては、補助金の適正執行等を目的として、平成 29 年 5 月に説明会を開催した。このような取組みの結果、平成 29 年度科研費の採択者数は 5 名となっている。

(4) 研究活動に関しては、「研究活動行動規範」を定め、専任教員に研究者としての倫理保持を課すとともに、「研究活動の不正行為防止等に関する規程」、「競争的資金等の取扱いに関する規程」等により、研究活動における不正行為の防止等について定めている。また、研究成果に関しては、「職務発明規程」等により、職務発明の届出、知的財産権の帰属等について必要な定めを整備している。

(5) 専任教員の研究倫理を遵守するために、研究倫理審査委員会を設置している。特に人を対象とする研究を行う場合は予め研究倫理審査委員会の審査を受ける事と「別府大学・別府大学短期大学部研究倫理審査委員会規程」に記載されており、研究倫理審査委員会は年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）、医学的、倫理的及び社会的な面から特に次の点を考慮して調査、審議を行っている。

- 一 研究の対象となる個人（以下「対象者」という。）の人権の擁護
- 二 対象者への利益と不利益（危険性を含む。）
- 三 学術上の貢献度
- 四 対象者の理解と同意

(6) 年 1 回「別府大学短期大学部紀要」を発行しており、平成 29 年度は第 37 号を発行した。第 37 号には論文等 15 編を掲載している。

本学紀要は毎年、国内・国外の大学等へ 400～500 冊送付しており（平成 29 年度は 455 冊）、並行して別府大学附属図書館の「機関リポジトリ」で、1 号から最新号まで 455 コンテンツの論文等の本文をウェブサイトで公開している。

(7) 短大教員全員の研究室を整備しており、全て個人研究室である。各研究室には書棚、ロッカー、机等を整備し、学生指導の際に使用しやすいテーブル等も配置している。食物栄養科の個人研究室は 2、23 及び 24 号館に、初等教育科は 1、2、3、23、24、25、28 号館に配置している。

(8) 専任教員が研究を行う時間については、夏季休業期間中などに時間を確保し研究を行っている。毎年 7 月に「夏季休業期間中における研修（研究）計画届・報告書」を各教員が作成し、その計画に沿って研究を行ったうえで、9 月に報告書として学科長、および学長に提出している。平常授業を実施している期間については明確な研究時間の確保は行えておらず、個々人が授業等がない時間を利用して研究を行っている。研修に関しては、「別府大学短期大学部教員国内国外研修に関する規定」に資格・期間・費用等を定めている。

(9) 留学、海外派遣、国際会議出席等の細かい区分はしていないが、「別府大学短期大学部教員国内国外研修に関する規程」により整備されている。同規程では、3 カ月以内で国内または国外で学術研究・調査を行うことができるようになっている。また、「別

府大学・別府大学短期大学部教員海外研修規程」には、長期海外研修(2ヶ月以上1年未満)、短期海外研修(2ヶ月未満)が定められており、海外で研究・調査ができるようになってきている。

(10) 別府大学短期大学部FD委員会規程を、平成27年4月1日から施行している。この規定において、FD委員会を中心として、毎年前期および後期に学生に対する授業評価アンケートを実施し、その結果を基に全教員が「授業改善プラン」を作成しそれぞれの授業の改善を図っている。また平成29年度は食物栄養科と保育科から1名ずつ、授業評価アンケートの結果が優れていた教員を講師として「前期授業評価の高い教員の優れた授業実践報告」をテーマとしたFD研修会を行った。

(11) 関係部署との連携を強化し、短期大学部の持っている資産や能力を十分活用し、学習成果を上げている。例として、講義においては各科の教員が他学科の講義を担当する点などがあげられる。また、同一法人の経営する四年制大学との連携も深めている。行事においてはミュージックフェスティバルや講演会等を複数学科で連携し実施しており、教員だけでなく、短期大学部事務局の職員も含め話し合いの場を設定して関係部署との連携を深めている。

<テーマ 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っているについての課題と改善計画> (紀要委員会)

今後とも教育課程の改訂に合わせた研究活動を推進するために研究紀要等の投稿をよびかけ研究活動を充実させる。

[区分 基準□-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

□ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員(専門的職員等を含む)は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準□-A-3の現状>

(1) 事務組織の責任体制については、「学校法人別府大学管理運営規則」第4章で職員の職務、第5章で管理職員の配置及びその職務、責務を定めている。

また、「学校法人別府大学事務分掌規程」で事務分掌を定め、責任体制を明確にして

いる。特に、本学の事務は、最高責任者である理事長の下に、常任理事を置いている。事務局の日常の業務は、常任理事の指揮のもとに事務局長を責任者として、それぞれの部・課長の下で適切に処理がなされている。

(2) 事務職員は、採用時に理事長、理事等面接試験を実施し、本学の職務に必要な能力を有していることを確認している。

また、採用後も必要に応じ、専門的な能力を養うため、専門研修の実施、外部研修への派遣、OJT、SD研修等を実施しており、専門的な能力を有している。

(3) 法人の諸規程については、寄附行為を柱にして整備しており、事務組織に係る主要な諸規程は、巻末資料のとおりである。

(4) 総務・研究推進課、教務課、学生課及び留学生課は、1号館1階に、入試広報課を32号館、キャリア支援課を34号館に配置している。

また、初等教育科及び食物栄養科の事務室を25号館、35号館にそれぞれ配置している。

情報機器は、パソコンを職員1人に1台、また必要に応じ、モニターを増設している。

事務処理に必要な機器・備品類は整備している。

(5) 施設の安全対策のうち、緊急性の高い耐震対策を順次進め、平成30年4月1日現在、法人全体での耐震化率は96.4パーセントである。また、火災及び地震などの緊急を要する事象に対応するため、「学校法人別府大学防災・防火対策規程」を整備するとともに、災害対策マニュアル、防災ハンドブック(ポケット版)を作成し、学生及び教職員に配布し、防災意識の向上を促すだけでなく、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本・大分地震を教訓として、大規模地震を想定した避難訓練等を毎年実施し、教職員及び学生の安全確保を図っている。

情報セキュリティ対策については、平成22年に「情報システムの管理等に関する規程」を制定し、セキュリティ対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策など情報システムの運用及び保護等に関し適正な管理を行っている。

コンピュータウイルス対策として、全学的なアンチウイルスソフト(トレンドマイクロ社)を導入し、サーバーや研究室・PC教室等のコンピュータへの導入を徹底しているが、このアンチウイルスソフトについては全学的なライセンス契約をしているため、個別購入等の手続きが不要なうえ、確実に最新の定義ファイルを配布できるため、高い安全性を確保している。また、ネットワークに対するセキュリティ対策として、ファイアウォールを設置し不正アクセスを遮断するとともに、メールフィルタリング装置で迷惑メールやウイルスメールを除去しているとともに、学内からの不適切なメール発信も防ぐことができるため、メールによる情報漏えいも防止している。学外に公開しているサーバー群については、特にインターネットからの様々な攻撃の対象となるため、外部からの脆弱性評価テストを実施し、必要な対策を講じている。

(6) ①SD活動に関する規程を、平成23年7月4日に「学校法人別府大学SD委員会規程」として制定し、別府大学及び別府大学短期大学の事務職員の資質向上を図る組織的な取り組みを行っている。

平成29年度は、(□)3つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と内部質保

証に関するもの、(□) 教学マネジメントに関わる専門的職員の育成に関するもの、(□) 大学改革に関するもの、(□) 学生の厚生補導に関するもの、(□) 業務領域の知見の獲得を目的とするもの(総務、財務、人事、企画、教務、研究等)に整理し、SD(FDを含む)研修を計画・実施(派遣を含む)した。

(7) 業務の見直しや事務処理の点検・評価については、毎週朝礼を実施し、日常的に事務処理の確認・周知等を行い、業務の適正化及び効率化を図っている。

また、SD研修や各種研修等を通じ、常に事務改善等について考える機会を作っている。

(8) 事務職員は、企画運営会議、教務委員会、学生委員会、就職委員会を始めとする各種委員会に参加し、担当教員と連携を図り、業務を遂行している。

また、学生への学修や生活面に関する指導についても教員と協働し、学生の立場に寄り添って業務を遂行している。

[区分 基準 □-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準 □-A-4の現状>

(1) 教職員の就業に関する規程として、「学校法人別府大学職員就業規則」「学校法人別府大学給与規程」のほか、「学校法人別府大学育児休業等に関する規程」「学校法人別府大学介護休業等に関する規程」等を整備し、諸規程等の制定、改廃は、随時行われている。

(2) 新採用者には新任教職員説明会等において、就業規則等の内容やサービスに関する諸手続等を説明し、理解を深めている。

規程等の制定及び改廃についても、その内容が迅速に所属長会議や事務会議又は教育学部局の諸会議において、周知徹底されている。

また、毎年、「事務基準単価表」を作成し、学生納付金、教職員初任給、各種手当、非常勤講師手当、旅費等を掲載して、教職員に広く周知している。

(3) 教職員の就業に関しては、「管理運営規則」「事務分掌規程」「職員就業規則」「非常勤就業規則」及び「職員の勤務時間に関する規程」等の諸規程に則り適正に管理している。特に、人事及び給与関連規程については、基準や内規を定め適正に執行している。また、勤務時間の管理については、「変形労働時間制に関する協定」及び「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結して勤務時間を適正に管理している。

<テーマ 基準 □-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っているについての課題と改善計画>

基準 □-A-4 (1) 今後も、社会のニーズに対応して、就業に関する諸規程を随時制定、

改廃し、最新の規程集として整理する。

基準 □-A-4 (2) 就業に関する諸規程を制定及び改廃した場合の周知の方法として、学内ポータルに規程集を置き、いつでも閲覧及び利用しやすい環境を整備する必要がある。

基準 □-A-4 (3) 今後も、社会のニーズに対応して、就業に関する諸規程を随時制定、改廃し、その運用においては、制度の理解・周知の徹底と適正な管理を行う。

[テーマ 基準 □-B 物的資源]

[区分 基準 □-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準 □-B-1 の現状>

(1) 校地の面積は、表 □-B-1「短大設置基準と校地面積との比較」のとおり、短期大学部専用として 22,162 m²を、別府大学との共用として 44,126 m²を有し、合計 66,738 m²を有することから、設置基準上必要とされる校地面積 5,000 m²を満たしている。

表 □-B-1 短大設置基準と校地面積との比較 (単位：m²)

| 校地面積 (m ²) | | | 設置基準上必要面積 (m ²) | 備考 |
|------------------------|--------|--------|-----------------------------|------------------------------|
| 専用 | 共用 | 合計 | | |
| 22,612 | 44,126 | 66,738 | 5,000 | 共用は別府大学 (文学部・食物栄養科学部・国際経営学部) |

(2) 運動場敷地面積は、表 □-B-2「短期大学設置基準と運動場敷地の比較」のとおり、

短期大学部専用として 37,684 m²を、別府大学との共用として 15,316 m²を有し、合計 5,300 m²を有していることから、設置基準上必要とされる面積 5,000 m²を満たしている。

表 □-B-2 短大設置基準と運動場敷地との比較（単位：m²）

| 運動場敷地面積（m ² ） | | | 設置基準上必要面積（m ² ） | 備考 |
|--------------------------|--------|--------|----------------------------|-----------------------------|
| 専用 | 共用 | 合計 | | |
| 37,684 | 15,316 | 53,000 | 5,000 | 共用は別府大学（文学部・食物栄養科学部・国際経営学部） |

(3) 校舎面積については、表 □-B-3「短期大学設置基準と校舎面積の比較」のとおり、短期大学部専用として 13,940 m²を、別府大学との共用として 8,942 m²を有し、合計 22,882 m²を有していることから、設置基準上必要とされる校舎面積 4,600 m²を満たしている。

表 □-B-3 短期大学設置基準と校舎面積の比較（単位：m²）

| 校舎面積（m ² ） | | | 設置基準上必要面積（m ² ） | 備考 |
|-----------------------|-------|--------|----------------------------|-----------------------------|
| 専用 | 共用 | 合計 | | |
| 13,940 | 8,942 | 22,882 | 4,600 | 共用は別府大学（文学部・食物栄養科学部・国際経営学部） |

(4) 本学では、身体にハンディを負った人にも不自由なく活動が可能な、広く開かれたキャンパス、人にやさしいキャンパスとなるよう整備を行っている。キャンパス内の歩道や建物の入り口、建物内において可能な限り段差を無くしたり、スロープを設けたりしている。またエレベータやバリアフリートイレ、車いす利用駐車場、車いすで受講可能な教室を設置するなど障がい者への支援体制を整えている。また、「学校法人別府大学身体障害者福祉細則」により配慮を行っている。

(5) 教育課程編成・実施の方針に基づき教育目的を達成するために必要な講義室、演習室、実験・実習室を整備している。食物栄養科及び初等教育科の授業等を行う専用の講義室等は、2号館、23号館、4号館を中心に講義室34室、演習室29室、実験・実習室10室、情報処理学習室3室、語学学習施設1室を整備している。

食物栄養科、初等教育科における栄養士、保育士の養成に係る講義室、実験・実習室は、それぞれ法令の規定に基づいて整備している。

(6) 本学は通信による教育は行っていない。

(7) 各学科及び専攻科が定めている教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、実習及び実験を行うための機器・備品は、次の表のとおり全学で4,396点を整備しており、そのうち、平成25年度から平成29年度までの5年間で新規購入または更新した機器・備品は1,251点である。講義等を実施するための機器・備品を整備している。

短期大学部 学科別備品等集計表

| 年度 | | 新規購入分 | | | | | | 総計 |
|--------------------------|----|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|
| | | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 合計 | |
| 食物栄養科 | 教具 | 8 | 31 | 4 | 5 | 2 | 50 | 676 |
| | 校具 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 4 | 309 |
| | 備品 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 5 | 413 |
| 初等教育科 専攻科 (初等教育専攻) | 教具 | 24 | 9 | 14 | 31 | 10 | 88 | 1049 |
| | 校具 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 4 | 163 |
| | 備品 | 202 | 12 | 5 | 768 | 6 | 993 | 1551 |
| 専攻科(福祉専攻) | 教具 | | | | | | 0 | 121 |
| | 校具 | | | | | | 0 | 82 |
| | 備品 | | | | | | 0 | 32 |
| 事務 | 教具 | 1 | 1 | 0 | 1 | 7 | 10 | 11 |
| | 校具 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 備品 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | 20 |
| | 計 | 238 | 56 | 25 | 807 | 31 | 1373 | 4427 |

(8) 図書館は図書館（本館）、国際経営学部図書室（ラーニングcommons）、大学院図書室からなっており、短期大学部で使用するの図書館（本館）である。総延面積は1,603 m²である。

(9) 蔵書数は平成30年度5月末現在184,000冊、雑誌1,118種、AV資料2,699点、座席数は175席となっている。

(9) ①各科購入図書については、丸善のナレッジワーカーシステムで注文する方法と図書注文票による注文方法があり、学科長の承認を得ることになっている。いずれも図書館で複本の有無をチェックの後、発注するシステムになっている。図書館購入図書については、図書館内規により選定している。また図書館の廃棄についても内規により規定が定められている。

(9) ②蔵書については、各科の講義内容に合わせ購入するよう努力している。特に学生が使用する授業に関する参考図書、関連図書については、シラバスに各教員が紹介しているものについては、毎年優先的に購入しているので整備されてきている。

(10) バレーボールコート2面、バスケットボールコート2面を設定することができる1,462 m²の体育館（19号館）を有している。

[区分 基準 □-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準 □-B-2 の現状>

(1) 「学校法人別府大学固定資産及び物品管理規程」「学校法人別府大学経理規程」「学校法人別府大学防災・防火対策規程」「学校法人別府大学情報システム管理等に関する規程」等に基づき、施設設備の維持管理を行っている。

本法人は、昭和 57 年 1 月に「学校法人別府大学経理規程」を制定し、会計処理ならびに計算書類の作成にかかる基準を定め、本法人の業務の適正かつ合理的な運営に資することとしている。この「経理規程」には、金銭会計、資金会計、基本金会計、固定資産会計及び物品会計の取扱を定めるとともに、固定資産や物品の範囲を規定し、固定資産の取得や物品調達及び管理の詳細は別に定めている。経理規程を受けて定める固定資産及び物品並びに借入物件の管理等に関しては「学校法人別府大学固定資産及び物品管理規程（昭和 57 年 4 月施行）」を設けて適正な管理に努めている。

(2) 施設設備の維持管理については、「学校法人別府大学経理規程」及び「学校法人別府大学経理規程施行細則」に基づき「学校法人別府大学固定資産及び物品管理規程」を定め、施設設備、物品の取得から廃棄に至るまで、適正に管理している。

(3) 火災及び地震などの緊急を要する事象に対応するため、「学校法人別府大学防災・防火対策規程（平成 27 年 4 月改正）」を整備するとともに、災害対策マニュアル、防災ハンドブック（ポケット版）を作成し、学生及び教職員に配布し防災に対する意識向上を促している。

防犯対策については、別府キャンパスに常時監視する守衛や警備会社に警備を委託し、不審者等の対応に心がけている。また、学外者の校舎校地の利用については、「学校法人別府大学の校舎校地の学外者使用に関する規程」を設け、利用者を確認し、学内の対応者が措置できる場合のみ使用を認めるなど、安全対策を講じている。

(4) 防災・防火に関する必要事項を定めた「学校法人別府大学防災・防火対策規程」を平成 27 年に改正し、防災及び災害時の危機管理体制を整備している。

火災・地震の際の安全確保のため、消防法などの法令に規定された定期点検・整備を行うとともに、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本・大分地震を教訓として、大規模地震を想定した避難訓練等を毎年実施している。

平成 29 年度は、学生、教職員が地震体験車により揺れの怖さを体験し、災害を身近に感じることで、防災意識の高揚及び災害に対する知識の向上を図った。

なお、平成 26 年 11 月に、別府市から災害時の避難所の指定を受け、平成 28 年 4 月の熊本・大分地震では、地域住民の避難場所としてその役割を十分に果たした。

また、耐震対策については、安全確保のため平成 22 年度より緊急性を考慮し、耐震補強、耐震改築の施設整備を順次進めており、平成 30 年 4 月 1 日現在、法人全体での耐震化率は、96.4%となっている。

防犯対策については、耐震改築した学生寮にカードキーシステムを導入し出入を制限するとともに、監視カメラを設置し安全確保に努めている。

また、学校安全の観点から、別府警察署と連携して、大学近辺での不審者によるつ

きまとい等の被害の防止及び防犯意識の向上を目的とした防犯パトロール隊を学生有志の協力のもとに編成し、実施している。

(5) 情報セキュリティ対策については、平成 22 年に「情報システムの管理等に関する規程」を制定し、セキュリティ対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策など情報システムの運用及び保護等に関し適正な管理を行っている。

コンピュータウイルス対策として、全学的にアンチウイルスソフト（トレンドマイクロ社）を導入し、サーバーや研究室・PC 教室等のコンピュータへの導入を徹底している。このアンチウイルスソフトについては、全学的なライセンス契約をしているため、個別購入等の手続きが不要なうえ、確実に最新の定義ファイルを配布できるため、高い安全性を確保している。また、ネットワークに対するセキュリティ対策として、ファイアウォールを設置し不正アクセスを遮断するとともに、メールフィルタリング装置で迷惑メールやウイルスメールを除去している。これは、学外からの迷惑メール、ウイルス侵入を防ぐとともに、学内からの不適切なメール発信も防ぐことができるため、メールによる情報漏えいも防止している。学外に公開しているサーバー群については、特にインターネットからの様々な攻撃の対象となるため、外部からの脆弱性評価テストを実施し、必要な対策を講じている。

(6) 省エネルギー対策については、デマンド監視装置の設置、空調機の集中管理による温度設定、クールビズ、ウォームビズの励行、照明の LED 化、人感センサーによる照明の制御、省エネタイプの空調機への更新、備品の再利用の推進、近距離通勤者の自家用車通勤の自粛、ゴミの分別収集など、地球環境保全に配慮した省エネルギー、省資源対策に取り組んでいる。

また、4月、7月、10月、1月の事務会議では光熱水費の実績を示し、冷暖房運転開始前月には、設定温度等の周知を行い省エネルギーへの協力を依頼している。

<テーマ 基準 □-B-2 「施設設備の維持管理を適切に行っている」の課題と改善計画>

基準 □-B-2 (1) 会計処理のより適正化を図るため、事務取扱要領等を必要に応じて定めていく。

基準 □-B-2 (2) 施設については、耐震診断は完了し、耐震性能の劣る建物については、解体を含めた今後の利用計画を早急に決定し、設備については耐用年数を考慮した計画的な整備計画を策定し施設設備の維持管理をする必要がある。

基準 □-B-2 (3) 本法人が設置する教育施設等は、ほとんどが高台にあり、津波や豪雨に対する警戒は薄れるが、火山帯にあるため、今後は活火山の突然の噴火による対策を検討しておく必要がある。

基準 □-B-2 (4) 災害時等の安全確保について、毎年防災訓練を実施しているところであるが、学生、教職員の意識向上を図る上でも、地震体験車を活用するなどの効果的な訓練を引き続き計画していく必要がある。

基準 □-B-2 (5) セキュリティ対策については、学内に持込まれた個人所有のものも含めたすべてのコンピュータに対してセキュリティ対策を考慮する必要がある。

[テーマ 基準 □-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準 □-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準 □-C-1 の現状>

(1) 別府大学・別府大学短期大学部メディア教育・研究センターにおいて、学内のハードウェア及びソフトウェアの管理、専門的な技術支援等を行っている。教育課程編成・実施の方針に応じてメディア教育・研究センターの機能を向上・充実させるため、メディア教育・研究センター運営委員会を設置している。

(2) 情報技術の向上に関するトレーニングについて、学生に対しては教育課程編成・実施の方針に基づき、主に情報処理系の講義を中心に学科教員が実施している。教職員に対するトレーニングは、メディア教育・研究センターが個別的対応により実施している。

(3) ハードウェアやソフトウェアなどの技術的資源と、それらを活用するための設備に関しては、全学的な教育の情報化の推進に対応するため、計画的に整備を行っている。コンピュータ教室では最新の OS やアプリケーションが利用できるように整備され、全ての普通教室で無線 LAN アクセスが可能となっている。また多くの教室でプロジェクターが利用可能となっている。

(4) 技術的資源の分配の見直しに関しては、平成 29 年度は行えていないが、技術的資源はすべての学科において充実しており、また、共有資源（コンピュータ教室等）として運用していることから分配と活用は適切に行えているといえる。

(5) 学内のコンピュータ整備については、学科の要望を学長に集約し、学長をセンター長とするメディア教育・研究センター運営委員会で整備を計画している。そのうえで、メディア教育・研究センターが集中的に管理・整備を行い、必要とされる環境を

適切に整備することが可能な組織としている。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN について、コンピュータ教室の学内 LAN 環境は完全に整備している。また普通教室における無線 LAN 環境も全学的に整備しており、全ての教室で無線 LAN アクセスが可能となっている。

(7) 全教員にパソコンが整備されているため、一般的な情報技術を授業で活用することについては特に問題がなく、日常的に実施されている。また e-Learning システム (moodle) を導入しており、毎回の授業毎のフィードバックを携帯端末やパソコンから学生に提出させたり、WEB 掲示板機能を使ってディスカッションを授業時間外で展開したりする等、新しい情報技術も積極的に取り入れ、授業を実施している。

(8) 授業等を行うための専用のコンピュータ教室は 3 教室有している。学生数に対して十分なパソコンの台数と教室数が整備されており、情報処理系授業のほか、語学や専門科目の授業において活用されている。

<テーマ 基準 □-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題と改善計画>

基準 □-C-1 (2) 「学生カルテ」システムの活用などは、まだ一部の教員間にとどまっている。全教職員が学生支援に関わるためにも、「学生カルテ」の操作方法・活用方法などについて F D 研修会を開催し、情報技術の向上・活用に努める。

[テーマ 基準 □-D 財的資源]

[区分 基準 □-D-1 財的資源を適切に管理している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20% 程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源 (図書等) についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準 □-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準 □-D-1 の現状>

以上の観点のもと包括的に述べる。

(1) 本法人及び本学は、資金収支及び事業活動収支ともに過去 3 年間にわたり均衡し、貸借対照表の状況も健全に推移し、本学の存続を可能とする財務状況は維持されている。

学校法人としては、昭和 46 年度に学校法人会計基準による計算書類を作成して以来、平成 29 年度まで 48 年連続して基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の黒字を続け、安定した収益力を維持している。平成 29 年度事業活動収支決算は、事業活動収入合計 48 億 69 百万円、事業活動支出合計額 43 億 55 百万円、基本金組入前収支差額 5 億 14 百万円となっている。さらに、平成 16 年度以来 14 年連続して借入金のない経営を続けており、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は、全 14 区分のうち最上位の「A1 正常状態」に相当する。別府大学短期大学部としても、過去 16 年間連続して基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の黒字を継続している。

支払資金は、平成 29 年度末で 46 億 6 千万円あるが、これは平成 29 年度の経常的な資金支出（退職金、奨学費及び引当特定預金を充当した施設関係支出・設備関係支出を除く）43 億円を上回り、さらに、短期の支払余力を表す流動比率も 370.9%であり、一般的な指標である 200%を上回っている。

内部留保は、第 3 号基本金引当特定資産を 8 億円、将来の設備投資に備えた減価償却引当特定預金等と第 2 号基本金引当特定資産を計 68 億円、退職給与引当特定預金を 10 億 8 千万円積み立てている。

これらの支払資金や内部留保が、別府大学の継続的な教育研究環境の整備や安定した人件費、教育研究経費等の支払いを担保している。そして、これらの資金については、「学校法人別府大学資産運用規程」に従い、安全を重視した運用を行っている。

本学の過去3年間を平均した教育研究経費比率は28.4%であり、教育研究経費は経常収入の20%程度を超えており、教育研究用の施設設備や図書等の学習資源に対する資金配分も十分に行われている。

平成30年度の定員充足率は、入学定員充足率111.6%、収容定員充足率111.2%であり、ともに定員充足率は妥当な水準である。

このように、基本金組入前当年度収支差額の黒字を継続し、安定した支払資金や内部留保を確保していることから、本法人の経営は安定し、本学の存続を可能とする財務状況であると考えられる。

(2) 本学では、予算編成スケジュールに基づき、理事長のもとに予算編成企画会議において予算原案を立案し、定例役員会、評議員会の審議を経て理事会で決定している。予算編成は、毎年度当初予算と補正予算に2回に分けて実施している。また、予算編成は、中期計画及び翌年度の事業計画を踏まえ、法人の担当部署からは人件費及び施設整備費の予算計画書が、大学等の各部門からは学事計画書（年間の教育研究計画）及び教育研究機器の購入計画等が提出される。この提出された各計画書をもとに、予算編成方針や中期計画における収支見通しなどを踏まえつつ、各事業に優先順位を付け個別事業の予算化を図っている。さらに予算執行においては、一層の効率化と経費削減により収支の改善に努めている。また、施設・設備の整備計画については、資金計画と事業の優先度を十分勘案し整備を進めている。

予算成立後は、財務部から各部門に詳細な予算内容の説明を行い、決定額を通知している。予算の執行にあたっては、経理規程施行細則、契約事務取扱細則等の関係規程に基づき適正に執行するとともに、月次試算表を法人事務局長及び理事を経て理事長に報告している。会計年度終了後は、2か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、その意見を付し、定例役員会で事業報告書案とともに決算案を審議した上で、理事会で審議・決定した後、評議員会に報告している。

【区分 基準 □-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準 □-D-2 の現状>

以上の観点のもと包括的に述べる。

食物栄養科及び初等教育科は、長年に亘り多数の栄養士、幼稚園教諭、保育士を養成し、毎年高い就職率を誇っている。また、大分県内では、本学と卒業生の就職先・実習先とのネットワーク網は広く深く構築されていることから、今後も定員を上回る安定した学生募集が期待できる。

本学では、経営情報の公開と中期計画の目標達成に向けた教職員の理解と協力を得るために、学長が学科長会議や教授会等を通して本法人全体の動向や経営情報を説明し、さらに、理事長自ら、別府大学との合同教授会や事務職員研修会等で、本法人の経営状況等を説明している。これらの努力により、教職員の間にはコスト意識をはじめ、運営面への理解が深まり、危機意識の共有もできている。

平成30年度の定員充足率は、入学定員充足率111.6%、収容定員充足率111.2%であり、ともに定員を充足している。

今後の短大経営においては、目指すべき将来像を実現し、経営基盤の強化を図るために、中期計画にもとづいた計画的・安定的な財務運営に努めていく。このためにも、学生定員を充足させる学生募集活動を引き続き積極的に行い、科学研究費補助金や寄付金等の外部資金の獲得に努めていく。

<テーマ 基準 □-D 財的資源の課題と改善計画>

今後も安定した経営と健全な財務状況を継続するためには、収入では、運営の主財源である学生納付金と経常費補助金を安定的に確保することが重要である。このため、大分県内からの進学者が80%以上である本学では、学生募集戦略会議を中心に、大分県内の高等学校や附属学校である明豊高等学校との連携強化を図っている。経常費補助金については、交付内容等の分析・報告に基づき、教職員が一体となり、増額に向けて積極的に取り組むことが求められる。

支出では、予算規模を縮小させつつも、常に収支均衡を図り、限られた財源を有効活用するために、戦略的で効率的な予算配分を行っている。具体的には、各事業に優先順位を付けることや、学校法人としての重点事業を定め、これを予算に反映させるため「別府大学GP」と呼ばれるインセンティブ経費を置くことなどにより、組織に刺激と活力を与えるよう努力している。また、今後の資金や収支に大きな影響を及ぼす施設設備投資については、学生数の将来動向も見据えながら、計画的かつ慎重に実行する必要がある。

これらを着実に実現していく要は、教職員の理解と協力であり、引き続き学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有に関し、理事長等が率先して機会をとらえて行っていく必要がある。

【基準 □ リーダーシップとガバナンス】
[テーマ 基準 □-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準 □-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準 □-A-1 の現状>

(1) ①理事長は、就任以来、法人全体の運営に強いリーダーシップを発揮している。激動する環境の変化の中で、現場の動向等を常に把握し、堅実な判断と素早い行動力で最も重要な問題の解決に常に最大の力を発揮している。さらに、建学の精神、基本理念等を体して改革の強い意志とそれを実現するための高い志を持って法人経営にあたっており、このことが本法人を将来に向けて大きく飛躍させる原動力ともなっている。

理事長は、本法人の目指すべき将来像の実現に向け総合 5 か年計画「学校法人別府大学第 2 期中期計画（平成 29 年 4 月から平成 34 年 3 月）」を策定し、この中期計画に沿って各年度の事業計画を策定し、年度末にその実績を事業報告書として取りまとめ、その達成度を評価し、見直し等が必要な事項には改善を施すなど PDCA サイクルに基づいたマネジメントプロセスにより、強固な経営基盤の確立に向けた取り組みを進めている。このことにより、本法人及び本学は中長期的な視点に立った経営改善を着実にを行い、経営基盤の安定化を図ることができる。

(1) ②本法人では、理事長について、「法人を代表し、その業務を総理する。」と寄附行為第 11 条で定めるとともに、管理運営規則第 24 条において「法人を代表し、理事会の決定事項の執行にあたる。」と定めている。

理事長は、この規定に基づき、理事会で決定された法人業務に関する重要事項を適切に執行している。また、寄附行為第 17 条に「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項の他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」とし、この業務の決定に際しても週に一度開催する定例役員会（正式名称は学園理事・評議員会。以下「定例役員会」という）に付議し、広く意見を求めた上で最終的に理事長が決定するなど意思決定の透明性と堅実性を確保している。

この定例役員会では、経営に対するコンセプトを示し、法人の改善・改革案について必要な施策を推し進めるなど日常的に本法人の運営全般に対してリーダーシップを適切に発揮している。また、定例役員会では、本学と法人の情報交換と協議が活発に行われ、速やかな意思決定が行われている。その決定事項は、出席者を通じて各部署へ迅速に伝達される組織（図 1 管理運営体系図）が確立されており、本法人と本学の円滑なコミュニケーションに基づいた運営が図られている。

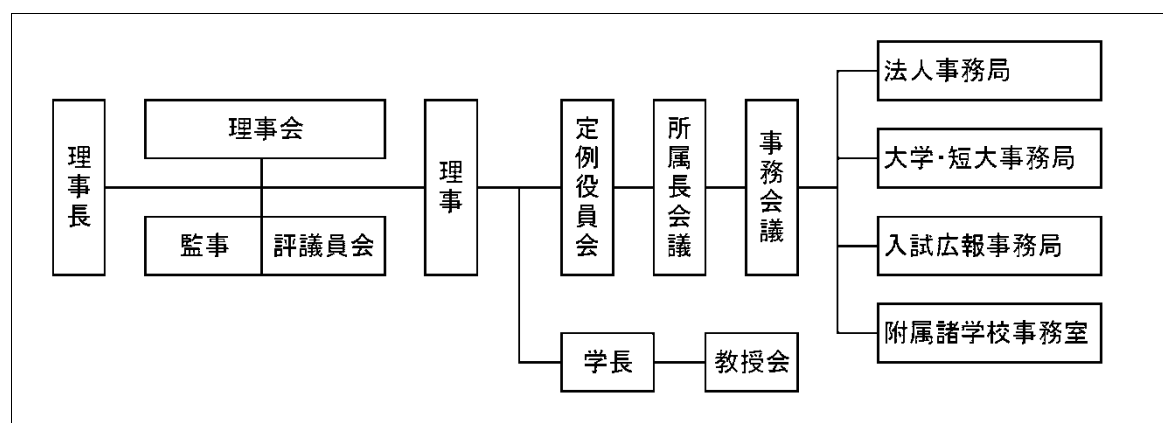


図 1 管理運営体系図

(1) ③理事長は、寄附行為第 36 条に基づき、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めており、また、寄附行為第 16 条に基づき、理事会を招集し、その議長を務め、本法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会及び評議員会は、毎年 3 月、5 月、12 月に開催している。また、臨時会は、必要がある場合において、招集することになっている。

決算については、寄附行為に定める会計年度の規定により、決算原案についての監事監査会を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事、財務責任者、企画・監査室及び公認会計士から決算の概要や内部監査の実績を聴取し、業務執行や財産の状況を監査している。監査結果については、毎年 5 月の理事会開催後に前年度の

事業報告とともに前年度の決算報告が評議員会において行われ、委員の意見を求めている。

監事は、寄附行為第 7 条に基づいて、教職員・評議員以外の者から評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事には 2 名の非常勤監事(1 名は税理士)がおり、平成 29 年度はすべての理事会・評議員会に出席し、必要な説明を受けた上で、業務執行状況の適否を判断している。その結果、年間を通じての本法人の業務及び財務の状況が的確に判断されている。

本法人においては、監事による業務監査及び会計監査のほかに、公認会計士による会計監査を受けている。この会計監査は、年間延べ 37 日行われ、取引内容、会計帳簿書類、備品等実査、決算書類等による監査が定期的に行われている。また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、経営責任者に対して運営方針や将来構想等を聴取するなどの監査も行っている。

(2) ①私立学校法第 36 条第 2 項及び寄附行為第 16 条第 2 項において、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定している。

寄附行為では、これを明記するものとして、「役員として理事 9 人以上 13 人以内を置くこと」、「理事のうち 1 名を理事長とすること」、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理すること」、「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しないこと」、「理事会の議決は、法令及びこの寄附行為に特別に定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによること」等の記載がある。

これらの規定は、全ての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定ができる体制を整備するとともに、理事による適正な業務執行を確保するために、代表権のある理事長に対する理事会の監督権限を明記したものである。

(2) ②理事長は、寄附行為第 16 条の規定に基づき、理事会の開催にあたって日時及び場所並びに付議すべき事項を書面にして事前に通知している。そのため理事の全てが提案事項を良く理解し、審議を進めている。なお、学外の理事は、本務を有しており多忙な中で議案書を精査し、業務を調整して出席している。

理事会は、学校法人別府大学理事会会議規則により、毎年 5 月、12 月及び翌年の 3 月にそれぞれ 1 回招集し、理事長が議長を務め、本法人の意思決定機関として適切に運営している。平成 29 年度の理事出席者数は 5 月 13 人、12 月 13 人、3 月 13 人で出席率 100%を維持しており、慎重審議が行われている。なお、臨時会は、必要がある場合において招集することになっている。

(2) ③理事会は、本学が高等教育機関として、教育研究水準の向上を図り、その目的や社会的使命を達成するために自己点検評価を行い、その結果を公表すること、並びに、その自己点検評価を基に、一定期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けることで社会による評価を受け、この評価結果を踏まえて自ら改善することを理解し、その役割を果たすことに責任を負っている。

本学では、平成 24 年度に受審した前回の認証評価後に、学内で課題を協議し、現在では、自己点検評価書を作成する場合には、別府大学・別府大学短期大学部 IR 委員会において、IR に基づいたデータ収集・分析及び自己評価を重視している。

次に認証評価を受けるのは7年後の平成31年度が見込まれるが、実際には別府大学短期大学部自己点検評価・FD委員会規程に則り受審の時期などの総括的な事項を審議した後、学長から定例役員会に付議・審議した後、理事会で決定することとなる。

(2) ④理事会の情報収集については、理事長及び理事が、短期大学協会及び文部科学省等が開催している私学リーダーズセミナー、教職員研修会及び私立大学経営問題協議会等に出席して各種の情報を収集するとともに、全国の短期大学部の厳しい経営状況等を多方面から分析し、提供している。学内においては、教授会や各種委員会等の審議事項及び報告事項などの情報が報告されている。

(2) ⑤学内理事及び学外理事ともに、私立学校法をはじめ関係法令を熟知しており、理事の責務を認識している。

学内理事は、高等教育に広く精通しており、実務の経験も有している。また学外理事は、企業等においても豊富な経験を有しており、高等教育の状況にも精通している。

(2) ⑥理事会は、学校法人及び短期大学部の管理運営に関する諸規程を整備している。

学校法人別府大学の規程集には、法人並びに短期大学部及び大学の規程が登載され、細かく分類されている。第1篇は「基本」として本法人の管理運営に関する基本的な規程を整備しているほか、第4篇に短期大学部の規程を整備している。

また、短期大学部と大学の双方に関する施設については、第5編に別府大学・別府大学短期大学部合同規程として整備し、第7編に「総務・管理」、第8篇は「サービス・人事・給与」及び第9編として「財務会計」に関する規程を、それぞれ整備している。

(3) ①学外理事及び学内理事ともに、本法人の建学の精神を十分理解しているとともに、法人の健全な経営について学識及び識見を有しており、責務の重大さを認識している。

(3) ②私立学校法の規定に基づき、適正に選任されている。理事の選考については、私立学校法第38条（役員を選任）の規定を引用し、寄附行為第6条に規定している。なお、定数については寄附行為第5条に9人以上13人以内と規定している。

寄附行為第6条第1項第1号による理事は、別府大学長、別府大学短期大学部学長、文学部長、食物栄養科学部長、国際経営学部長及び明豊高等学校長のうち理事会において選任した者2人となっており、第2号による理事は、評議員のうちから評議員会において選任した者3人となっている。また、第3号の理事については、この法人に関係ある学識経験者又は学校運営に関し識見を有する者の中から理事会において選任した者4人以上6人以内となっている。第3号理事については、多様な意見を採用入れるため、本法人の経営について学識及び見識を有する2人の理事を経済界等の外部から選任し、学内者のみに偏ることない構成としている。

また、役員である理事が法令の規定等に違反したときなどの解任や学校教育法第9条に該当するに至ったときの退任については寄附行為第10条に規定している。さらに、理事会の開催にあたっては寄附行為第16条第10号において「理事会に付議される事項につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と規定しており、会議の開催及び議決に関しては問題なく適切に対応している。

(3) ③学校教育法第9条に基づく校長及び教員の欠格事由については、寄附行為第10条第2項第3号に規定され、該当するに至った場合は理事を退任することになってい

るが、これまで適用された事案は発生していない。

理事の選考にあたっては、慎重審査のうえ、決定している。寄附行為第 3 条の本法人の目的では、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基に、人間教育を中心とした教育を行い、地域社会並びに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。」と規定しており、また、理事就任時に提出を求めている誓約書により、学校教育法第 9 条に規定されている欠格事由に該当していないことを確認している。

＜テーマ 基準 □-A 理事長のリーダーシップの課題と改善計画＞

基準 □-A-1 (1) ①平成 30 (2018) 年度から 18 歳人口が再び減少を始め、地方の中小私立大学等にとっては、これまで以上に非常に厳しい環境が続くものとする。本法人は、理事長のリーダーシップのもと、全教職員が協力して、現在取り組んでいる第 2 期中期計画の着実な実施によって困難を乗り越える。

基準 □-A-1 (1) ②平成 30 (2018) 年度から 18 歳人口が再び減少を始め、本学を取り巻く環境は、ますます厳しくなる。理事長は、週に一度開催する定例役員会において、理事会から付託された緊急性のある事項や運営全般に亘る重要事項等を審議し、自ら決断し、執行するが、今後はその審議内容の充実や戦略性が求められる。

基準 □-A-1 (1) ③内部監査については、平成 26 (2014) 年 4 月に理事長直属の企画・監査室を設置し、理事長の命を受けて、本学各部署の業務及び経理について、適法性及び合理性の観点から公正不偏かつ客観的な立場で評価を行い、業務や経理処理に問題がある場合は指摘し、改善を求めている。

今後とも、会計監査人、監事、企画・監査室の三様監査体制を充実させ、引き続きガバナンスの強化を図っていく必要がある。

基準 □-A-1 (2) ②平成 17 (2005) 年 4 月の私立学校法の改正に伴い、法人のガバナンス機能の強化・充実に努めている。私立大学を取り巻く環境が急速に変化する中で、社会情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行うためには、意思決定機関としての理事会機能を一層強化し、戦略性、機動性のある管理運営体制を確保する必要がある。18 歳人口の再減少期を迎え、現在 13 名の理事について、今後、学校法人の組織や規模等の見直しに応じ、さらに戦略性、機動性を活かせる構成とする必要がある。

基準 □-A-1 (2) ⑥法律等に準拠する規定は、早期の手続きにより理事会に改正案を提案し、常に最新の規程に整備しておく必要がある。

[テーマ 基準 □-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準 □-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有して

- いる。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準 □-B-1 の現状>

(1) ①学長は、教授会開催に向け、事前に議題の確認を行うとともに、調査の必要な議題に関しては、学科及び委員会に対し内容を確認した上で会議に臨んでいる。また、課題や問題の情報共有や意見交換を通して客観的内容の把握に努め、規程に則った最終判断を行っている。

(1) ②学長は、平成 29 年度に就任した。業績書に示すとおり研究業績、社会的貢献も高く人格高潔な人材として任用された。また、本学に 42 年間勤務し、学科長、幼児・児童教育研究センター所長・学長補佐・副学長を歴任し大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

(1) ③学長は、本学の建学の精神「真理はわれらを自由にする」の示す意味や大学における学びとの関連について、教養科目「基礎演習」における「建学の精神と本学の歴史」の講義を通して学生と教員への周知を図っている。それらを踏まえた上で、教員に対しては、研究の促進として論文の執筆、学生支援の方向性として個別の問題に応じた対応を推進している。また、初等教育科と保育科の統合による平成 29 年度スタートの新初等教育科の定員を上回る入学者の確保及び学生数増加に伴う初等教育科事務室移転の企画推進、保育科 2 年生の別府キャンパス移転を円滑に進めるなど、リーダーシップを発揮して本学運営に取り組んでいる。

(1) ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）について「別府大学

短期大学部学則第 64 条」に定め、懲戒の手続きについては「別府大学等学生懲戒規程」を別に定めている。

(1) ⑤学長は、回覧書類を通して、教職員の教育及び学生支援、学務の適切な執行について確認している。また、定例役員会（毎週月曜）において報告提案された事項について、短大企画運営会議を経て、学科及び教授会への周知を図っている。

さらに、平成 28 年度からの大分県立大分高等技術専門校の委託訓練生（保育士）の初等教育科での受入れ、平成 29 年度からの保育士の処遇改善に伴うキャリアアップ研修会（大分県からの委託事業）及び幼稚園教諭免許状更新講習の本学実施の代表責任者として実務に携わり、教職員と協同で事業を運営している。このように、常に教職員との連携体制の強化を図りながら学務を執り行っている。

(1) ⑥学長は「別府大学学長並びに別府大学短期大学部学長選任規程」に基づき選任され、平成 29 年度より、教学運営の推進に努めている。例えば、若手教員の他の短期大学オープンキャンパスへの派遣や FD・SD 研修「大学改革の動向と本学の方向性（平成 29 年 6 月）では自ら講師を務める等、情報共有や課題把握に積極的に取り組み、課題解決の推進に努めている。また、本学の教育活動全般について以下のとおりリーダーシップを発揮している。

(□) 学修成果獲得のためのリーダーシップ

平成 28 年度から「別府大学・別府大学短期大学部 教育研究向上計画」第 2 期計画策定のために大学との合同プロジェクトチームが作られ、第 2 期中期計画策定（平成 29 年～平成 34 年）に関して副学長として学長補佐と共に短期大学部の中心的な役割を果たし、各項目の具体的な目標策定に取り組んだ。また、策定にあたっては、全学の若手教職員参加による課題抽出ワークショップを開催し、それらの意見を参考資料とした。現在、この第 2 期中期計画は理事会より承認を受け実施されている。

(□) 教育実践におけるリーダーシップ

東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえ、一人暮らしの学生や遠距離学生との迅速な連絡及び災害時のメール配信による安否確認の推進等、学生支援の強化推進に努めている。また、FD 委員会による ICT を活用した全教科対象の授業評価実施の推進、さらに、平成 30 年度からのリメディアル教育（インターネット活用）の導入と在学生奨学金制度の設立を教授会に提案し、法人に企画書を提出する等、学生支援に精力的に取り組むリーダーシップを発揮している。

(□) 社会貢献・地域貢献におけるリーダーシップ

学長自らは全国保育士養成協議会常任理事、おおいた子ども子育て応援県民会議会長、大分市子ども子育て会議副会長、大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園及び保育所の在り方検討委員会会長、大分市こどもルーム推進協議会副会長など多くの社会的貢献を率先して行っている。さらに、それらの会議や委員会、実践活動を通して得た知見を短大企画運営会議や教授会に提供し、本学の教育推進を図っている。

(2) ①教授会における意志決定の透明性を図るため、自由な発言を促し、意見交換の活発化に向けて議長として質問や指名に配慮し、意志決定に必要な根拠の明確化を図っている。また、長時間の協議を回避するため、事前に問題を把握し、必要に応じて担当者へのレクチャー等を行い、教授会に臨んでいる。このように、別府大学短期大

学部教授会運営規程に基づいて定例的もしくは必要に応じて臨時に教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

(2) ②学長は、教授会開催に向け「年間会議日程」に基づき、短大企画運営会議（第2水曜）において事前に教授会議題（第4水曜）を協議し、調整の必要な議題に関連する学科及び委員会に対し資料準備の依頼等、教授会で意見を述べる事項の周知を図っている。

(2) ③入試判定、卒業判定、免許資格に関する判定に関しては、判定教授会を開催し、学科からの報告及び教授会の意見聴取により決定している。学位授与については、教授会で学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて厳格に認定している。教育研究に関する重要事項については、定例教授会及び臨時教授会において取り上げ、意見聴取により決定している。

(2) ④学長は、短期大学部教授会規程に基づき教授会を適切かつ活発な議論の場として機能させるようにしている。また、別府大学との合同で行われる教授会について「別府大学・別府大学短期大学部合同教授会規程」を定めている。

(2) ⑤学長の責任のもと、本学事務局により定足数の確認、議事録の整備及び承認が適正におこなわれている。

(2) ⑥学長のリーダーシップのもと教授会において三つの方針が決定され、公表している。三つの方針は、学科での策定を経て教授会において審議し、明確に認識されている。学習成果については客観性を担保するための外部テストの導入を教授会において決定し、教務委員会によって実施している。平成28年度より全学的にPROGテストを導入し、平成29年度のFD研修会において成果と課題を発表し、全教員が情報を共有した。平成29年度は、さらにJUES（日本の大学生の学習経験調査）を実験的に実施し、学生の学びの取組の可視化を図った。

(2) ⑦学長は、本学の建学の精神に則った教育方針、目標、事業計画に対して、各教職員が具体的な方策を練って実行に移すための主要な委員会を設置している。各種委員会からは、逐次議事録により学長に活動内容が報告され、重要な議題については、学長補佐教務担当・学生担当とも協議している。また、その方策を教授会に諮り、委員会規程等による適切な運営を行っている。

<テーマ 基準 □-B 学長のリーダーシップの課題と改善計画>（学長）

例年、教員補充に関する取組が11月～12月の遅い時期に行われることから、人材の確保が困難な状況である。そのため、教員組織の適正化に向けて、補充の必要な教科の教員確保に早期に取り組む等の改善が必要である。

[テーマ 基準 □-C ガバナンス]

[区分 基準 □-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準 □-C-1 の現状>

監事は 2 名の非常勤監事(うち 1 名は税理士)であるが、理事会及び評議員会に出席し必要に応じ意見を述べている。平成 29 年度においても 3 回開催された理事会・評議員会に出席し、必要な審議事項や報告事項の説明を受け、業務の執行状況等の監査を実施している。また、監事は、決算原案についての監事監査会において、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要の聴取を行い、会計監査を実施するとともに、企画・監査室から内部監査の実施報告を受け、かつ翌年度の監査計画についても協議している。本法人の業務又は財産の状況については、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

さらに、公認会計士による監査時に監事が立会い、相互に意見交換を行うなど公認会計士と緊密な連携を図っている。また、監事監査の質的な向上を図るため、毎年、開催される監事研修会に出席し、監事監査を充実・強化している。

[区分 基準 □-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準 □-C-2 の現状>

(1) 評議員会については、寄附行為第 19 条第 2 項において、「評議員会は、28 人(第 23 条第 2 項に該当する場合は、その減じた数)の評議員をもって組織する。」と規定しており、寄附行為第 5 条第 1 項第一号に規定する理事定数 9 人以上 13 人以内の 2 倍を超える数の評議員で構成している。

評議員は、寄附行為第 23 条に基づき、評議員会が選任した職員 5 人と卒業生 4 人、各学校の学長・校長・事務局長等 12 人、理事会が選任した学識経験者 7 人、合わせて定員 28 人で構成しているが、平成 29 年度は、明豊高等学校長が明豊中学校長を兼務しているため現員 27 人である。評議員 27 人は、理事定数 9 人以上 13 人以内の 2 倍を上回っている。

評議員会の審議において、多様な意見を採用するため 6 人の評議員を外部から選任し、学内者のみに偏ることのない構成としており、評議員会のチェック機能が有効に働くようにしている。また、会議への出席率は毎年 90%程度を確保しており、平成 29 年度 5 月は 26 人、12 月は 26 人、3 月は 26 人で、その実出席率は 96.3%であり、出席状況は良好である。

(2) 寄附行為第 21 条において、評議員会への諮問事項を次のとおり規定し、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

- 1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 2) 事業計画
- 3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 4) 寄附行為の変更
- 5) 合併
- 6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- 7) 収益事業に関する重要事項
- 8) 寄附金品の募集に関する事項
- 9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

[区分 基準 □-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

□当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準 □-C-3 の現状>

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、「教職員の構成、授業、学生数、学費」などについての基本的な教育情報を本学ホームページに公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、「財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書」を作成し、本学ホームページに公開している。

<テーマ 基準 □-C ガバナンスの課題と改善計画>

基準 □-C-1 内部監査部門である企画・監査室を設置し4年が経過した。監事、公認会計士、内部監査部門との連携をますます深め、監事監査の実効性を高めたい。

基準 □-C-2 (1) 学校法人の公共性を高めるとともに、学校法人の運営に多様な意見を反映させていくためには、教育関係者以外の幅広い分野からの人材登用を図るなど、より外部性を高め、構成の多様化・適正化を考えていく必要がある。現在、学外の評議員は6人、学内の評議員は21人となっている。また、女性の評議員は8人で、その内2人が外部からの評議員となっている。

学校法人の機動的な意思決定と公共性の確保を適正なバランスの下に行うためにも、外部評議員及び女性評議員の定数について、考慮する必要がある。

基準 □-C-2 (2) 平成17(2005)年4月の私立学校法の改正に伴い、法人のガバナンス機能の強化・充実に努めている。私立大学を取り巻く環境が急速に変化する中で、社会情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行うためには、意思決定機関である理事会機能、諮問機関である評議員会機能を一層強化し、戦略性、機動性のある管理運営体制を確保する必要がある。18歳人口の再減少期を迎え、現在13名の理事、27名の評議員について、今後、学校法人の組織や規模等の見直しに応じ、さらに戦略性、機動性を活かせる構成とする必要がある。

卷末
資料

1. 組織・総務関係

- ①学校法人別府大学寄附行為
- ②学校法人別府大学管理運営規則
- ③学校法人別府大学理事・評議員会規程
- ④学校法人別府大学理事会会議規則
- ⑤学校法人別府大学評議員会会議規則
- ⑥学校法人別府大学事務分掌規程
- ⑦学校法人別府大学文書取扱規程
- ⑧学校法人別府大学文書保存規程
- ⑨学校法人別府大学公印取扱規程
- ⑩学校法人別府大学保安規程
- ⑪学校法人別府大学消防計画
- ⑫学校法人別府大学体育施設の管理運営並びに使用等に関する規則
- ⑬学校法人別府大学校地・校舎の学外者使用に関する規程
- ⑭学校法人別府大学海外交流規程

2. 人事・給与関係

- ①学校法人別府大学就業規則
- ②学校法人別府大学教職員採用、昇格に関する規程
- ③学校法人別府大学育児休業に関する規程
- ④学校法人別府大学介護休暇等に関する規程
- ⑤学校法人別府大学衛生委員会規程
- ⑥学校法人別府大学給与規程
- ⑦学校法人別府大学旅費規程
- ⑧学校法人別府大学退職手当支給規程
- ⑨学校法人別府大学役員退任慰労に関する規程

3. 財務関係

- ①学校法人別府大学経理規程
- ②別府大学、別府大学短期大学部私費外国人留学生授業料減免規程
- ③短期留学生納付金規程
- ④学校法人別府大学固定資産及び物品管理規程